

第 1 回 鳥 栖 市 ま ち づ くり 検 討 委 員 会

■ 日 時： 平成 2 1 年 8 月 1 1 日 (火) 午後 3 時 00 分

■ 場 所： 市役所 2 階第 3 会議室

会議次第：

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 委嘱状の交付及び委員自己紹介
4. 会長及び副会長の選任について
5. 会長及び副会長あいさつ
6. 委員会の公開について
7. 議事
 - (1) 地域の現在の状況について
 - (2) 地域づくりの概要について
 - (3) 今後の委員会のスケジュールについて
 - (4) その他
8. 閉会

『配布資料一覧』

- 鳥栖市まちづくり検討委員会設置要綱（資料 1）
- 鳥栖市まちづくり検討委員会委員名簿（資料 2）
- 委員会の公開について（資料 3）
- 地域の現在の状況について（資料 4）
- 地域づくりの概要について（資料 5）
- 市民協働指針（資料 6）
- 今後の委員会のスケジュールについて（資料 7）

鳥栖市まちづくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 みんなで築く市民協働のまちづくりを推進するに当たり、広く市民の意見、要望等を反映させ、市民参加のまちづくりを図るため、鳥栖市まちづくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項の検討及び協議を行い、市長に対し提言を行う。

- (1) 地域における現状及び課題に関すること。
- (2) コミュニティの形成に関すること。
- (3) コミュニティの活性化に関すること。
- (4) その他まちづくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者（各団体が推薦する者）
- (3) 地区公民館長の代表者
- (4) 公募により選ばれた者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 検討委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

2 役員は、委員の互選によりこれを定める。

(役員職務)

第6条 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 検討委員会は、必要に応じ委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、市民生活部市民協働推進課で処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月25日から施行する。

鳥栖市まちづくり検討委員会 委員名簿

(50音順)

区分	委員名	所属団体等	役職等
推薦	カシノ 康之	地区社会福祉協議会	鳥栖市社協コーディネーター連絡会 会長
推薦	オウボ 浩之	地区公民館	田代公民館長
学識	カレベ 貴行	九州大学	特任准教授
推薦	カシワ 善憲	鳥栖市区長連合会	会長代理
推薦	コイシ 正明	鳥栖市区長連合会	会長
推薦	サイノウ 敏子	鳥栖市地域婦人連絡協議会	会計
推薦	シハラ 智子	鳥栖地区小中学校PTA連合会	母親委員長
推薦	シハラ 啓泰	鳥栖市消防団	副団長
推薦	カハラ 克昌	鳥栖市老人クラブ連合会	麓地区会長
推薦	タテシ 文雄	鳥栖市交通対策協議会	交通安全指導員
推薦	ヤマツ 美智子	鳥栖市民生委員児童委員連絡協議会	若葉地区会長
公募	コノ 洋平		

委員会の公開について

鳥栖市附属機関等の会議の公開に関する要綱により、鳥栖市まちづくり検討委員会は公開することとし、併せて会議録も公開することとしたい。

○会議録の公開方法

- ①発言要旨を会議録にまとめ、ホームページにおいて公開する。
- ②発言者の氏名は伏せて、「会長」「委員」とだけ表示し、公開する。
- ③会長・副会長による会議録内容の了承後に、公開する。

鳥栖市附属機関等の会議の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の附属機関等の会議を公開することにより、附属機関等の透明かつ公正な会議の運営を図り、開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において附属機関等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置される附属機関
- (2) 各種団体の代表者等により市民への意見を本市に反映させることを目的として規則、規程、要綱等の規定に基づき設置される附属機関に準じた機関

(会議の公開等)

第3条 附属機関等の会議は、公開とする。ただし、鳥栖市情報公開条例（平成12年条例第40号）第6条各号に定める情報を含む事項について審議等を行うときは、当該会議は非公開とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認めるときは、当該会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により会議を非公開とするときは、附属機関等の長が当該附属機関等に諮り決定するものとし、非公開と決定した場合はその理由について明らかにしなければならない。

(会議の事前公表)

第4条 附属機関等の会議を公開する場合は、次に掲げる事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時
- (3) 会議の開催場所
- (4) 会議の議題
- (5) 傍聴ができる者の定員及び傍聴を希望する者が定員を超えた場合の措置
- (6) 全各号に定めるもののほか必要な事項

- 2 前項の公表は、鳥栖市のホームページ（以下「ホームページ」という。）または市報に掲載するものとする。

(会議の傍聴等)

第5条 何人も、会議が非公開とされた場合を除き、会議を傍聴することができる。

- 2 傍聴を希望する者が、前条第1項第5号の定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。ただし、先着順により難しいときは抽選によることができる。

(傍聴をすることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 示威行為をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、附属機関等の長が承認した行為については、この限りでない。
- (5) 発言を求めたり、委員等の発言に対し批評を加えたり、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会議録等の作成及び公表)

第8条 附属機関等は、会議を終了した後、速やかに会議録又は議事要旨を作成するものとする。

2 公開された附属機関等の会議の会議録又は議事要旨は、ホームページに掲載するものとする。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第9条 附属機関等の会議の公開について、法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

地域の現在の状況について

- 人口(総数、男女の人口、4歳以下人口、14歳以下人口、65歳以上人口、75歳以上人口)
- 年齢別人口の割合(4歳以下人口率、14歳以下人口率、65歳以上人口率、75歳以上人口率)
- 世帯数(総数、平均世帯人数、高齢者のみ世帯数、高齢者独居世帯数)
- 世帯数の割合(高齢者世帯率、高齢者独居世帯率)

※ 住民基本台帳(平成20年12月31日現在、平成21年3月31日現在)により作成

平成21年8月11日
鳥 栖 市

○鳥栖市及び7地区の人口、世帯等の状況

平成20年12月31日現在

行政区	人口		世帯数	平均世帯人数	14歳以下人口		65歳以上人口		14歳以下人口率	4歳以下人口率	65歳以上人口率	75歳以上人口率
	男	女			うち14歳以下人口	うち75歳以上人口	うち4歳以下人口	うち75歳以上人口				
鳥栖地区	5,419	5,787	4,318	2.60	1,808	537	2,003	941	16.1%	4.8%	17.9%	8.4%
鳥栖北地区	5,443	6,011	4,506	2.54	1,932	600	2,254	1,137	16.9%	5.2%	19.7%	9.9%
田代地区	4,745	5,079	3,676	2.67	1,891	778	1,694	780	19.2%	7.9%	17.2%	7.9%
若葉地区	3,090	3,306	2,319	2.76	1,067	321	1,259	476	16.7%	5.0%	19.7%	7.4%
基里地区	3,647	4,010	2,715	2.82	1,058	402	1,644	832	13.8%	5.3%	21.5%	10.9%
麓地区	4,562	4,847	3,485	2.70	1,573	558	1,873	921	16.7%	5.9%	19.9%	9.8%
旭地区	5,301	5,520	3,931	2.75	1,900	643	1,774	762	17.6%	5.9%	16.4%	7.0%
鳥栖市	32,207	34,560	24,950	2.68	11,229	3,839	12,501	5,849	16.8%	5.7%	18.7%	8.8%

平成21年3月31日現在

行政区	世帯数	高齢者のみ世帯数		うち独居世帯数	高齢者のみ世帯率	高齢者独居世帯率
		高齢者のみ世帯数	うち独居世帯数			
鳥栖地区	4,331	701	387	16.19%	8.94%	
鳥栖北地区	4,524	869	471	19.21%	10.41%	
田代地区	3,747	510	229	13.61%	6.11%	
若葉地区	2,302	438	219	19.03%	9.51%	
基里地区	2,726	477	238	17.50%	8.73%	
麓地区	3,438	623	323	18.12%	9.39%	
旭地区	3,961	530	243	13.38%	6.13%	
鳥栖市	25,029	4,148	2,110	16.57%	8.43%	

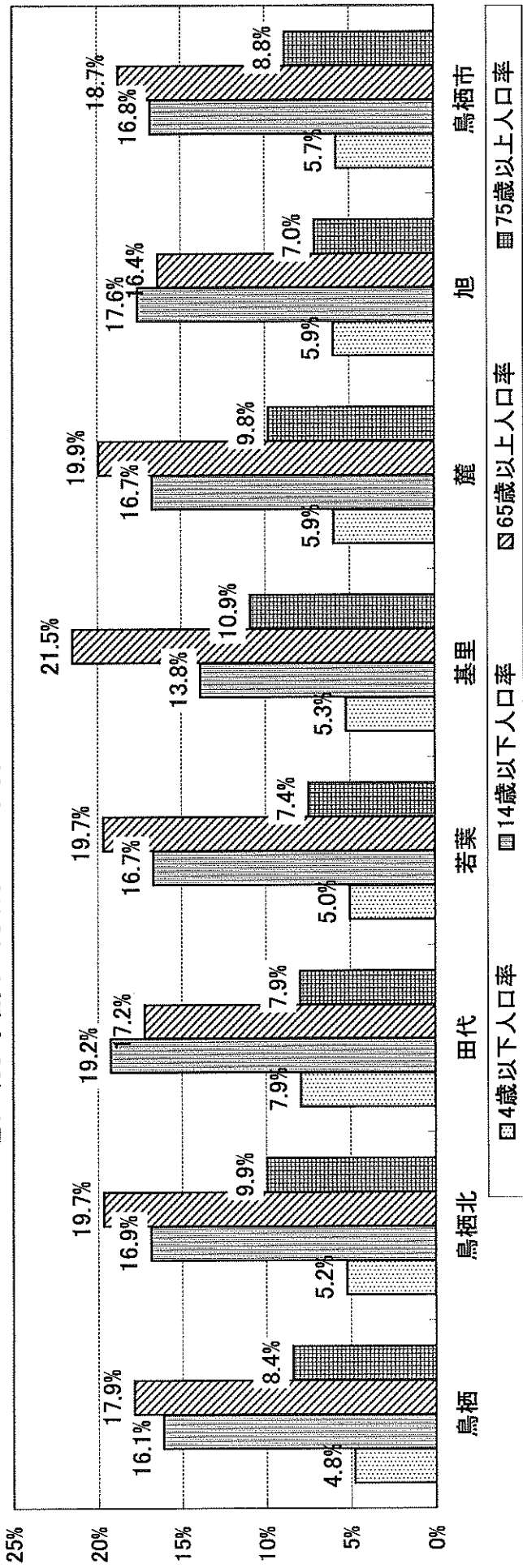
高齢者のみ世帯数:65歳以上の方のみの世帯数
 独居世帯数:65歳以上の独居の方の世帯数

平成20年12月31日現在

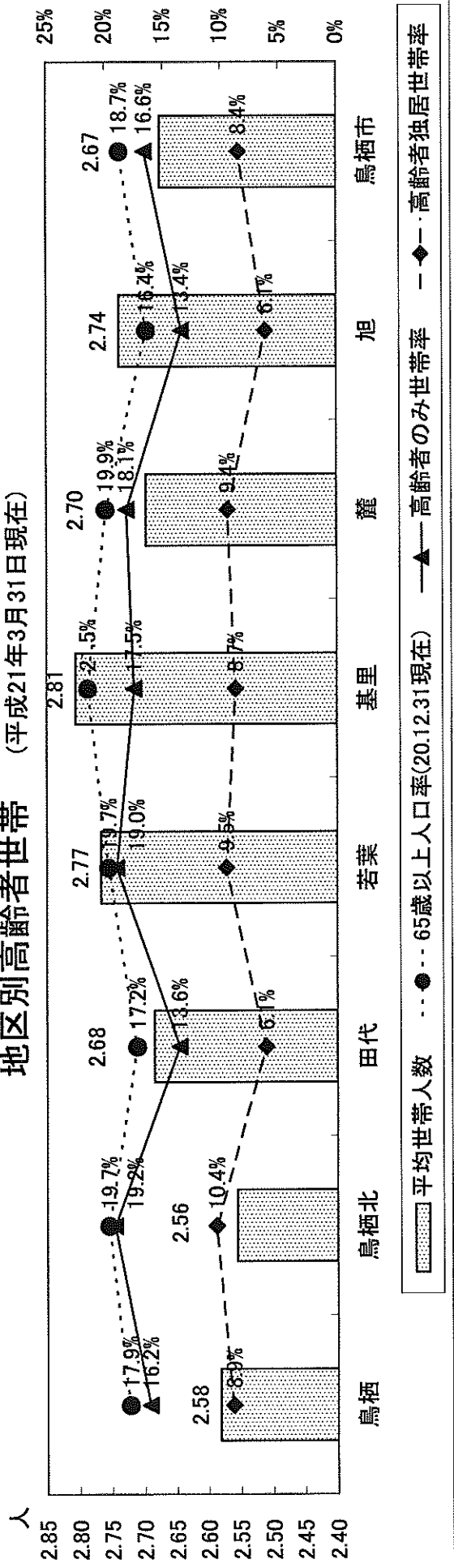
行政区	人口	世帯数	14歳以下人口		65歳以上人口		高齢者独居世帯数
			14歳以下人口	世帯数	65歳以上人口	高齢者世帯数	
鳥栖地区	16.8%	17.3%	16.1%	16.0%	16.9%	18.3%	
鳥栖北地区	17.1%	18.1%	17.2%	18.0%	20.9%	22.3%	
田代地区	14.7%	14.7%	16.9%	13.6%	12.3%	10.9%	
若葉地区	9.6%	9.3%	9.5%	10.1%	10.6%	10.4%	
基里地区	11.5%	10.9%	9.4%	13.1%	11.5%	11.3%	
麓地区	14.1%	14.0%	14.0%	15.0%	15.0%	15.3%	
旭地区	16.2%	15.7%	16.9%	14.2%	12.8%	11.5%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

注) 高齢者世帯数及び高齢者独居世帯数の構成割合は平成21年3月31日現在

地区別年齢区分人口割合 (平成20年12月31日現在)



地区別高齢者世帯 (平成21年3月31日現在)



○鳥栖地区の人口、世帯等の状況

平成20年12月31日現在

行政区	人口		世帯数		平均世帯人数	14歳以下人口	うち4歳以下人口	65歳以上人口	うち75歳以上人口	14歳以下人口率	4歳以下人口率	65歳以上人口率	75歳以上人口率
	男	女	世帯数	人口									
鳥栖地区	11,206	5,419	4,318	2,60	1,808	537	2,003	941	16.1%	4.8%	17.9%	8.4%	
轟木町	1,211	605	467	2.59	171	45	260	111	14.1%	3.7%	21.5%	9.2%	
元町	2,144	1,042	791	2.71	425	117	287	134	19.8%	5.5%	13.4%	6.3%	
秋葉町	698	324	278	2.51	105	25	122	53	15.0%	3.6%	17.5%	7.6%	
藤木町	1,636	796	656	2.49	221	70	330	171	13.5%	4.3%	20.2%	10.5%	
つばさ鳥栖	271	132	93	2.91	73	36	3	1	26.9%	13.3%	1.1%	0.4%	
今泉町	1,618	841	637	2.54	250	82	297	144	15.5%	5.1%	18.4%	8.9%	
真木町	980	492	352	2.78	100	32	170	71	10.2%	3.3%	17.3%	7.2%	
高田町	322	160	118	2.73	36	8	87	47	11.2%	2.5%	27.0%	14.6%	
東町	819	376	330	2.48	125	40	172	86	15.3%	4.9%	21.0%	10.5%	
本通町	346	154	145	2.39	46	17	95	49	13.3%	4.9%	27.5%	14.2%	
安楽寺町	183	85	62	2.95	17	3	50	24	9.3%	1.6%	27.3%	13.1%	
京町	138	58	78	1.77	9	5	54	25	6.5%	3.6%	39.1%	18.1%	
事業団宿舎	146	68	51	2.86	39	20	7	1	26.7%	13.7%	4.8%	0.7%	
南部団地	694	286	260	2.67	191	37	69	24	27.5%	5.3%	9.9%	3.5%	
鳥栖市	66,767	32,207	24,950	2.68	11,229	3,839	12,501	5,849	16.8%	5.7%	18.7%	8.8%	

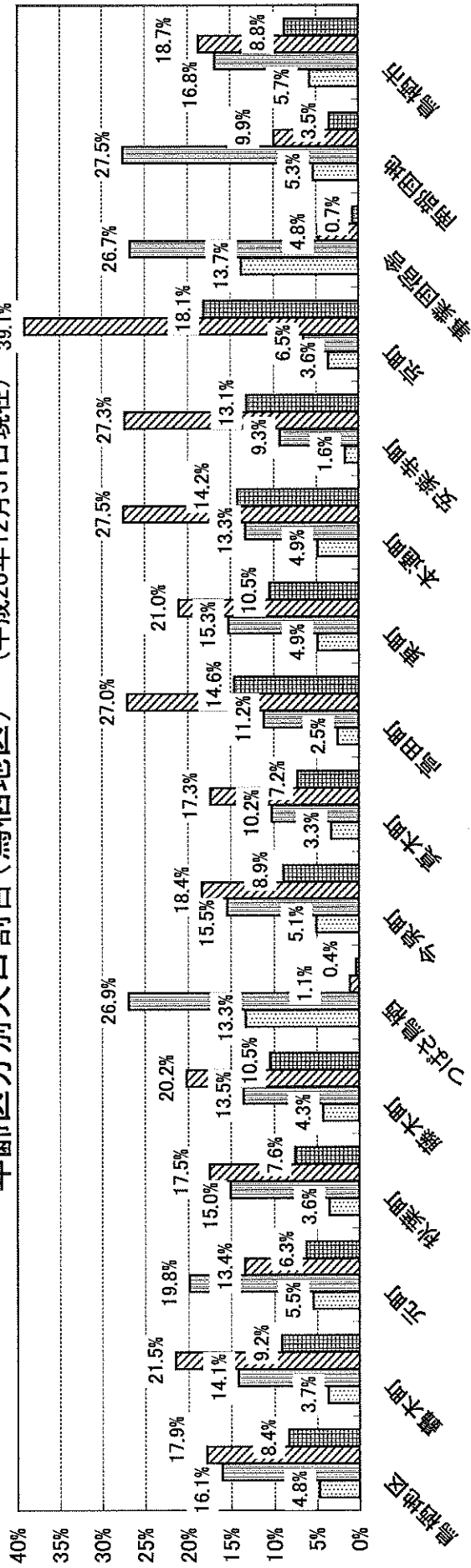
平成21年3月31日現在

行政区	世帯数	高齢者のうち独居		高齢者のみ世帯率		高齢者世帯率	高齢者世帯率
		高齢者のみ世帯数	うち独居世帯数	高齢者のみ世帯率	うち独居世帯率		
鳥栖地区	4,331	701	387	16.2%	8.9%		
轟木町	473	92	45	19.5%	9.5%		
元町	791	116	57	14.7%	7.2%		
秋葉町	275	55	32	20.0%	11.6%		
藤木町	657	117	75	17.8%	11.4%		
つばさ鳥栖	87	0	0	0.0%	0.0%		
今泉町	631	88	39	13.9%	6.2%		
真木町	362	42	21	11.6%	5.8%		
高田町	116	21	13	18.1%	11.2%		
東町	333	63	35	18.9%	10.5%		
本通町	147	36	26	24.5%	17.7%		
安楽寺町	61	11	5	18.0%	8.2%		
京町	79	23	16	29.1%	20.3%		
事業団宿舎	55	2	2	3.6%	3.6%		
南部団地	264	35	21	13.3%	8.0%		
鳥栖市	25,029	4,148	2,110	16.6%	8.4%		

○鳥栖地区の特徴

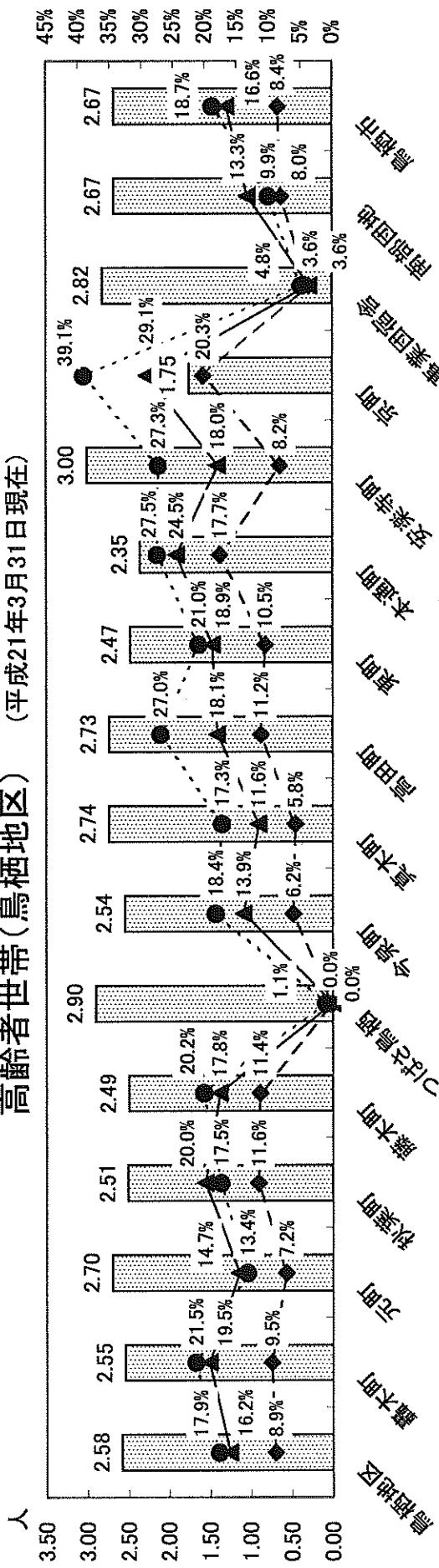
- ・ 市の中南部を占め、JR鳥栖駅から西に伸びる本通りを中心に商業が盛んである。
- ・ 中世以前に起源を發し、江戸期の宿場町、明治期の鳥栖駅開業とともに鳥栖市の中心地として發展してきた。
- ・ 南部は田園地帯が広がり、地区の東には商工団地、西には轟木工業団地が立地している。また官公署も多く立地している。
- ・ つばさ鳥栖や事業団宿舎といった雇用促進住宅、南部団地(公営住宅)や鉄道寮(JR職員寮)など集合住宅の自治会組織もある。
- ・ 人口は、鳥栖市の16.8%、世帯数は17.3%を占める。
- ・ この地区では、京町が65歳以上人口率、高齢者世帯率、高齢者独居世帯率について、特に高くなっている。

年齢区分別人口割合(鳥栖地区) (平成20年12月31日現在)



4歳以下人口率
 14歳以下人口率
 65歳以上人口率
 75歳以上人口率

高齢者世帯(鳥栖地区) (平成21年3月31日現在)



平均世帯人数
 65歳以上人口率
 高齢者のみ世帯率
 高齢者独居世帯率

○鳥栖北地区の人口、世帯等の状況

平成20年12月31日現在

行政区	人口		世帯数		平均世帯人数	14歳以下人口	うち4歳以下人口	65歳以上人口	うち75歳以上人口	14歳以下人口率	4歳以下人口率	65歳以上人口率	75歳以上人口率
	男	女	世帯数	世帯数									
鳥栖北地区	11,454	6,011	4,506	2,54	2.54	1,932	600	2,254	1,137	16.9%	5.2%	19.7%	9.9%
本町	1,373	688	563	2.44	2.44	211	66	268	136	15.4%	4.8%	19.5%	9.9%
本鳥栖町	2,565	1,347	974	2.63	2.63	477	155	431	232	18.6%	6.0%	16.8%	9.0%
中央区	3,709	1,982	1,440	2.58	2.58	568	192	828	419	15.3%	5.2%	22.3%	11.3%
(大正町)	1,154	612	415	2.78	2.78	238	91	181	83	20.6%	7.9%	15.7%	7.2%
(古野町)	648	308	266	2.44	2.44	113	30	135	61	17.4%	4.6%	20.8%	9.4%
(鎗田町)	1,126	522	452	2.49	2.49	131	50	319	167	11.6%	4.4%	28.3%	14.8%
(土井町)	551	249	194	2.84	2.84	69	16	121	62	12.5%	2.9%	22.0%	11.3%
(神辺合町)	230	106	113	2.04	2.04	17	5	72	46	7.4%	2.2%	31.3%	20.0%
布津原町	1,277	577	489	2.61	2.61	258	56	274	129	20.2%	4.4%	21.5%	10.1%
宿町	2,530	1,236	1,040	2.43	2.43	418	131	453	221	16.5%	5.2%	17.9%	8.7%
鳥栖市	66,767	32,207	24,950	2.68	2.68	11,229	3,839	12,501	5,849	16.8%	5.7%	18.7%	8.8%

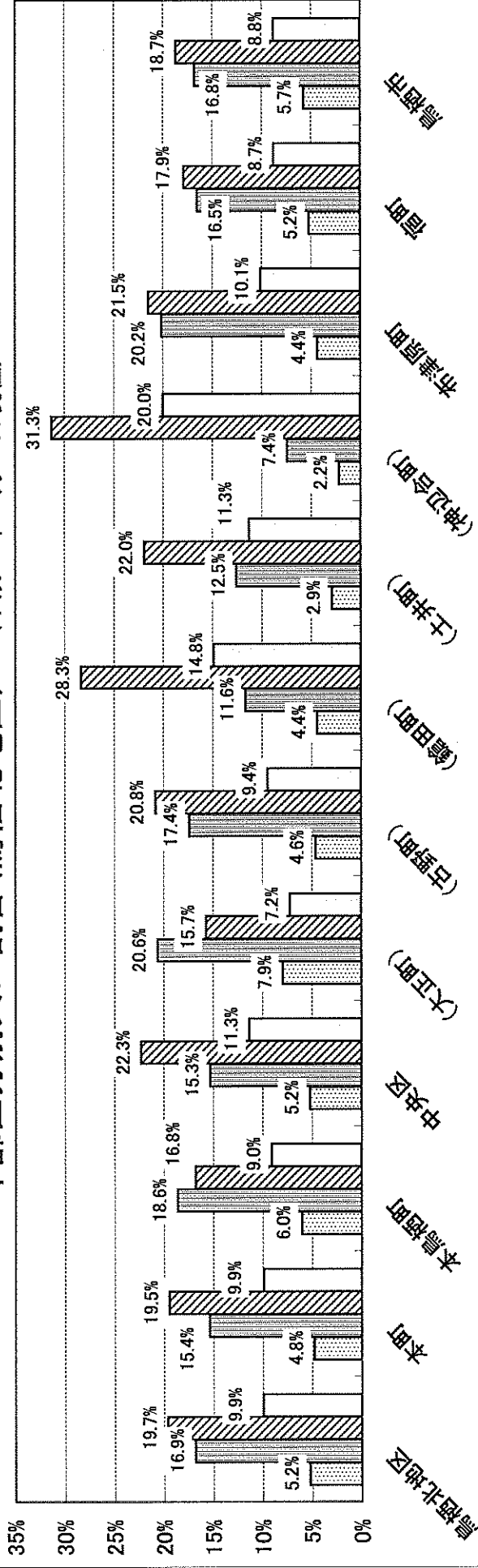
平成21年3月31日現在

行政区	世帯数	高齢者のみ世帯数	うち独居世帯数	高齢者のみ世帯率		平均世帯人数
				高齢者のみ世帯率	高齢者独居世帯率	
鳥栖北地区	4,524	869	471	19.2%	10.4%	2.54
本町	563	99	55	17.6%	9.8%	2.44
本鳥栖町	989	160	82	16.2%	8.3%	2.63
中央区	1,434	324	174	22.6%	12.1%	2.58
(大正町)	412	58	23	14.1%	5.6%	2.78
(古野町)	264	58	36	22.0%	13.6%	2.44
(鎗田町)	454	127	65	28.0%	14.3%	2.49
(土井町)	192	45	24	23.4%	12.5%	2.84
(神辺合町)	112	36	26	32.1%	23.2%	2.04
布津原町	487	123	70	25.3%	14.4%	2.61
宿町	1,051	163	90	15.5%	8.6%	2.43
鳥栖市	25,029	4,148	2,110	16.6%	8.4%	2.68

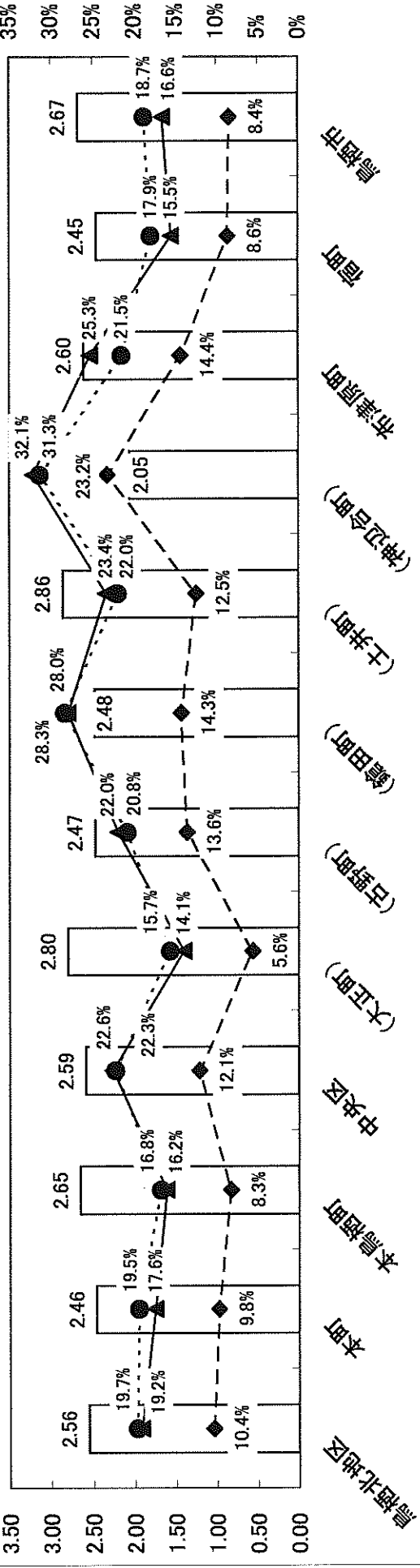
○鳥栖北地区の特徴

- ・鳥栖地区とともに鳥栖市の中心として発展してきた。
- ・市役所や大型商業施設も立地するが、住宅密集地が広がり、人口密度は高い。特に近年の再開発は目覚しく、市の中心部や駅に近いことから、マンションの立地が相次いでいる。
- ・人口は、鳥栖市の17.1%、世帯数は18.1%を占める。
- ・コンパクトにまとまった地域であり、地域内の自治会が有する構成員は他の地域の自治会の構成員数に比べ大きい。市内最大の自治会組織「中央区」は5つの行政区域にまたがって活動している。
- ・大正町や本鳥栖町は大型マンションの建設が相次いだ。
- ・この地区では、神辺合町が、65歳以上人口率、高齢者世帯率、高齢者独居世帯率が高くなっている。

年齢区分別人口割合(鳥栖北地区) (平成20年12月31日現在)



高齢者世帯(鳥栖北地区) (平成21年3月31日現在)



□ 平均世帯人数 ● 65歳以上人口率 ▲ 高齢者のみ世帯率 ◆ 高齢者独居世帯率

○田代地区の人口、世帯等の状況

平成20年12月31日現在

行政区	人口		世帯数	平均世帯人数	14歳以下人口	うち4歳以下人口		65歳以上人口	うち75歳以上人口		14歳以下人口率	4歳以下人口率	65歳以上人口率	75歳以上人口率
	男	女				下人口	以上人口		以上人口					
田代地区	9,824	4,745	3,676	2.67	1,891	778	1,694	780	19.2%	7.9%	17.2%	7.9%	7.9%	
田代昌町	382	177	146	2.62	37	16	106	48	9.7%	4.2%	27.7%	12.6%	12.6%	
田代新町	226	117	80	2.83	19	3	79	44	8.4%	1.3%	35.0%	19.5%	19.5%	
田代上町	146	75	61	2.39	15	3	40	24	10.3%	2.1%	27.4%	16.4%	16.4%	
田代外町	1,386	678	605	2.29	155	61	278	139	11.2%	4.4%	20.1%	10.0%	10.0%	
田代外町住宅	136	60	62	2.19	20	8	51	15	14.7%	5.9%	37.5%	11.0%	11.0%	
田代大官町	515	253	201	2.56	71	33	108	47	13.8%	6.4%	21.0%	9.1%	9.1%	
田代本町	914	429	347	2.63	112	36	237	110	12.3%	3.9%	25.9%	12.0%	12.0%	
永吉町	489	232	157	3.11	40	13	127	90	8.2%	2.7%	26.0%	18.4%	18.4%	
今町	119	56	40	2.98	6	4	46	23	5.0%	3.4%	38.7%	19.3%	19.3%	
袖比町	283	137	93	3.04	33	9	78	46	11.7%	3.2%	27.6%	16.3%	16.3%	
弥生が丘東区	1,660	785	680	2.44	438	222	95	41	26.4%	13.4%	5.7%	2.5%	2.5%	
弥生が丘中央区	1,789	901	603	2.97	512	224	139	52	28.6%	12.5%	7.8%	2.9%	2.9%	
弥生が丘南区	813	400	238	3.42	264	95	46	25	32.5%	11.7%	5.7%	3.1%	3.1%	
加藤田町	966	445	363	2.66	169	51	264	76	17.5%	5.3%	27.3%	7.9%	7.9%	
鳥栖市	66,767	32,207	24,950	2.68	11,229	3,839	12,501	5,849	16.8%	5.7%	18.7%	8.8%	8.8%	

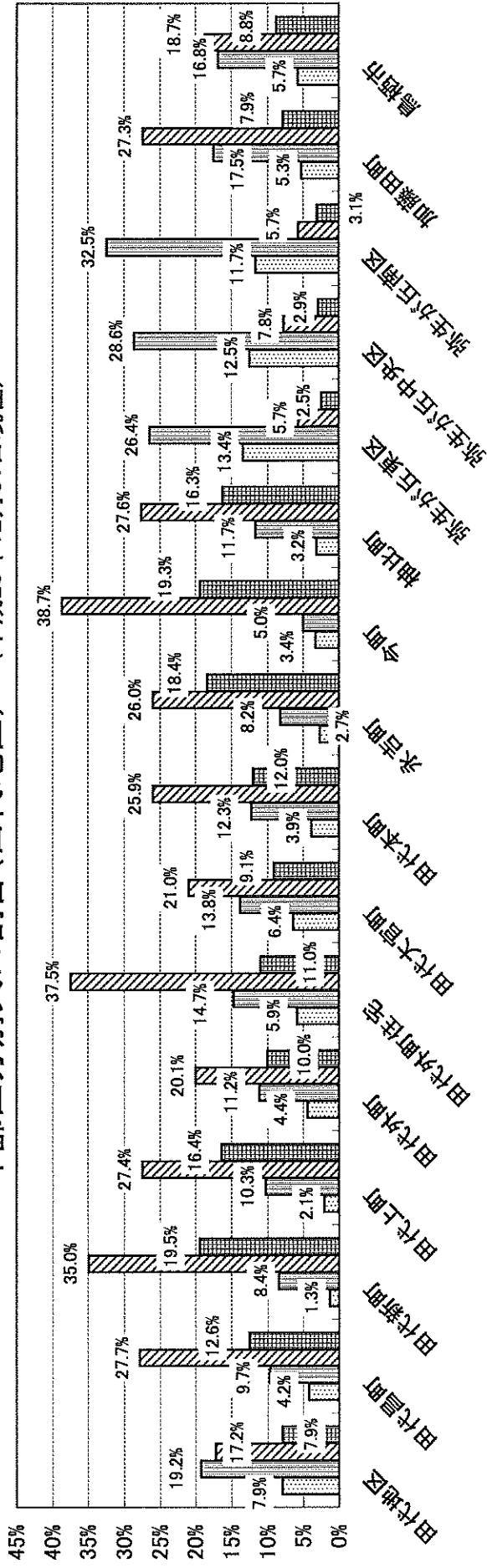
平成21年3月31日現在

行政区	世帯数	高齢者のみ世帯数		うち独居世帯数		高齢者のみ世帯率		高齢者単居世帯率	
		高齢者のみ世帯数	うち独居世帯数	高齢者のみ世帯率	うち独居世帯率	高齢者単居世帯率	高齢者単居世帯率		
田代地区	3,747	510	229	13.6%	6.1%	13.6%	6.1%		
田代昌町	149	36	18	24.2%	12.1%	24.2%	12.1%		
田代新町	80	21	6	26.3%	7.5%	26.3%	7.5%		
田代上町	60	12	6	20.0%	10.0%	20.0%	10.0%		
田代外町	596	100	43	16.8%	7.2%	16.8%	7.2%		
田代外町住宅	60	23	12	38.3%	20.0%	38.3%	20.0%		
田代大官町	197	27	9	13.7%	4.6%	13.7%	4.6%		
田代本町	342	72	33	21.1%	9.6%	21.1%	9.6%		
永吉町	158	24	14	15.2%	8.9%	15.2%	8.9%		
今町	41	11	3	26.8%	7.3%	26.8%	7.3%		
袖比町	94	21	10	22.3%	10.6%	22.3%	10.6%		
弥生が丘東区	720	27	18	3.8%	2.5%	3.8%	2.5%		
弥生が丘中央区	630	32	11	5.1%	1.7%	5.1%	1.7%		
弥生が丘南区	257	9	4	3.5%	1.6%	3.5%	1.6%		
加藤田町	363	95	42	26.2%	11.6%	26.2%	11.6%		
鳥栖市	25,029	4,148	2,110	16.6%	8.4%	16.6%	8.4%		

○田代地区の特徴

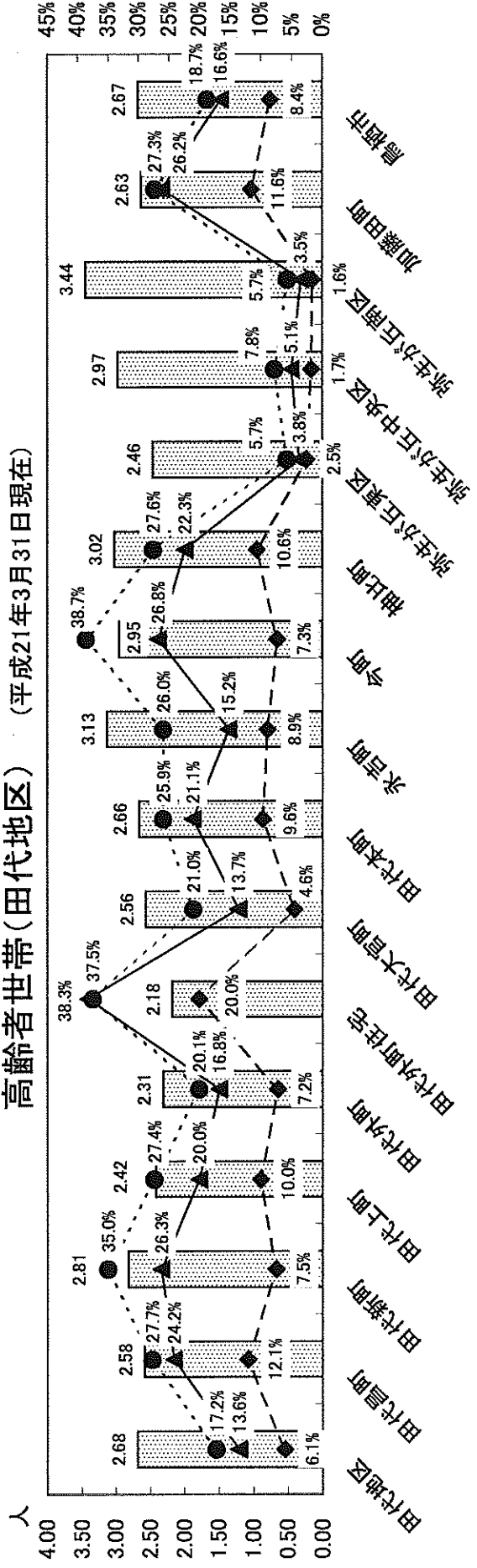
- ・市の北東部を占め、昔から鳥栖・鳥栖北地区とともに発展してきた。
- ・太古の昔から九州地方の南北と東西を結ぶ交通の要衝として、国の特別史跡「安永田遺跡」をはじめとする弥生時代から古墳時代の遺跡も数多く存在し、現在では高速道路のジャンクションも立地している。
- ・江戸期から日本三大配置薬地域のひとつに数えられ、地区内には製薬会社の本社工場が立地する。
- ・人口は、鳥栖市の14.7%、世帯数も14.7%を占めている。
- ・平成14年に北部の丘陵を開発し、「弥生が丘」が誕生、現在も住宅建設が進み、現在鳥栖市で最も変貌が著しい地区である。
- ・弥生が丘には平成19年に新たに小学校が開校した。
- ・この地区では、新興住宅街の弥生が丘各区分は14歳以下の子供の割合が高く、田代外町住宅は65歳以上人口率や高齢者世帯率が高くなっている。

年齢区分別人口割合(田代地区) (平成20年12月31日現在)



4歳以下人口率
 65歳以上人口率
 75歳以上人口率

高齢者世帯(田代地区) (平成21年3月31日現在)



平均世帯人数
 高齢者のみ世帯率
 高齢者独居世帯率

○若葉地区の人口、世帯等の状況

平成20年12月31日現在

行政区	人口		世帯数	平均世帯人数	14歳以下人口		65歳以上人口		14歳以下人口率	4歳以下人口率	65歳以上人口率	75歳以上人口率
	男	女			うち4歳以下人口	うち75歳以上人口	うち4歳以下人口	うち75歳以上人口				
若葉地区	6,396	3,306	2,319	2.76	1,067	321	1,259	476	16.7%	5.0%	19.7%	7.4%
神辺町	1,311	678	458	2.86	160	47	333	146	12.2%	3.6%	25.4%	11.1%
萱方町	1,815	961	722	2.51	285	93	370	141	15.7%	5.1%	20.4%	7.8%
古賀町	1,179	612	430	2.74	232	78	149	67	19.7%	6.6%	12.6%	5.7%
古賀団地	423	207	150	2.82	54	17	140	24	12.8%	4.0%	33.1%	5.7%
虹ヶ丘町	473	229	136	3.48	99	12	29	9	20.9%	2.5%	6.1%	1.9%
河内町	70	30	27	2.59	5	2	24	13	7.1%	2.9%	34.3%	18.6%
浅井町	809	384	279	2.90	197	64	89	24	24.4%	7.9%	11.0%	3.0%
柳区	316	141	117	2.70	35	8	125	52	11.1%	2.5%	39.6%	16.5%
鳥栖市	66,767	32,207	24,950	2.68	11,229	3,839	12,501	5,849	16.8%	5.7%	18.7%	8.8%

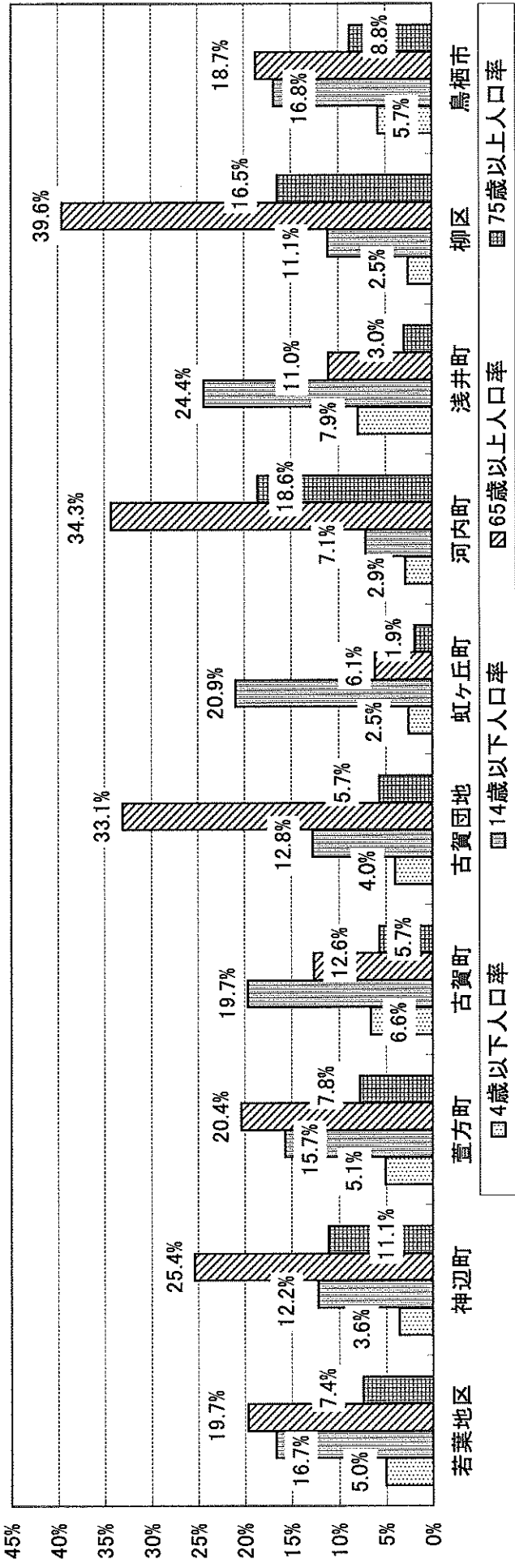
平成21年3月31日現在

行政区	世帯数	高齢者のみ世帯数		うち独居世帯数		高齢者のみ世帯率		高齢者独居世帯率	
		高齢者のみ世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯率	世帯率	世帯率	世帯率
若葉地区	2,302	438	219	19.0%	9.5%	19.0%	9.5%	9.5%	9.5%
神辺町	456	96	46	21.1%	10.1%	21.1%	10.1%	10.1%	10.1%
萱方町	712	151	87	21.2%	12.2%	21.2%	12.2%	12.2%	12.2%
古賀町	426	41	22	9.6%	5.2%	9.6%	5.2%	5.2%	5.2%
古賀団地	149	44	12	29.5%	8.1%	29.5%	8.1%	8.1%	8.1%
虹ヶ丘町	138	9	6	6.5%	4.3%	6.5%	4.3%	4.3%	4.3%
河内町	27	10	8	37.0%	29.6%	37.0%	29.6%	29.6%	29.6%
浅井町	277	43	20	15.5%	7.2%	15.5%	7.2%	7.2%	7.2%
柳区	117	44	18	37.6%	15.4%	37.6%	15.4%	15.4%	15.4%
鳥栖市	25,029	4,148	2,110	16.6%	8.4%	16.6%	8.4%	8.4%	8.4%

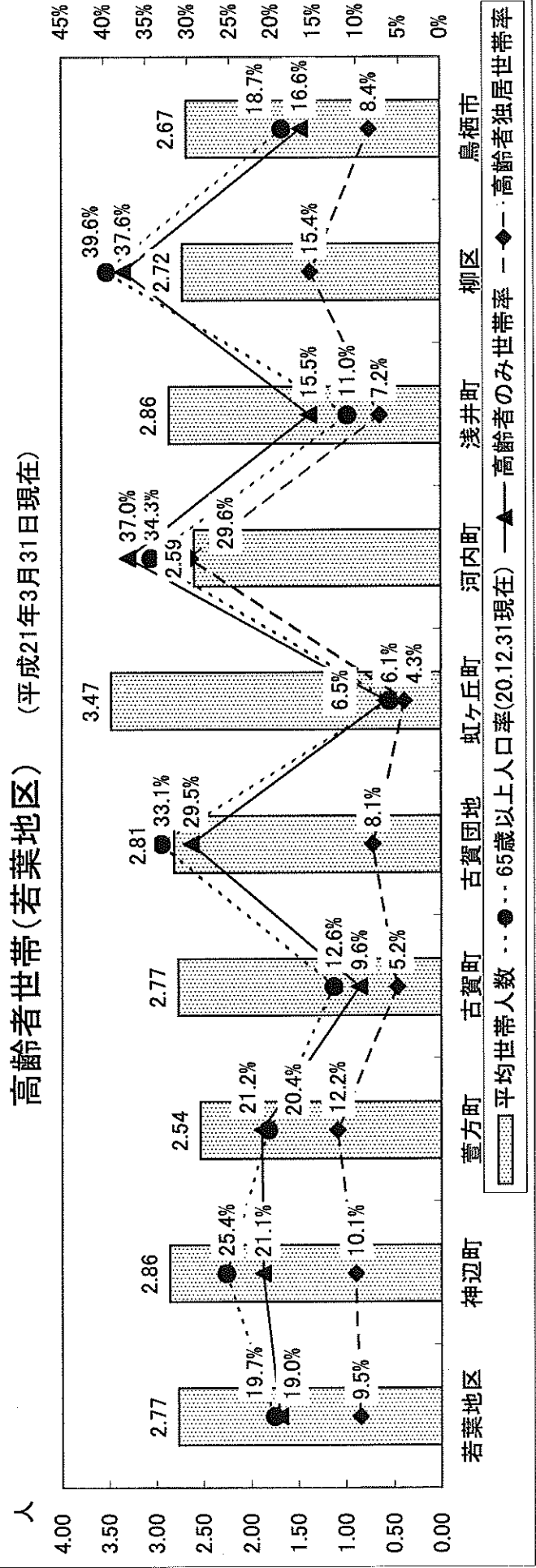
○若葉地区の特徴

- ・昭和53年に若葉小学校が開校した。
- ・人口は、鳥栖市の9.6%、世帯数は9.3%を占めている。
- ・若葉地区コミュニティセンターはこれまで各地区に別々に設置されていた地区公民館と地区老人センターの2つの機能を併せ持つ一体型の施設として平成12年に建設され、住民に供されている。
- ・柳区や古賀団地は古くに住宅開発が行われており、現在では当時の入居者の高齢化が目立っている。
- ・河内町は市の中心から最も離れた山村の集落であり、少子高齢化が進んだ地域である。
- ・虹ヶ丘町は民間の住宅開発により誕生した新しい町で子どもも比較的多く、高齢者のみの世帯は少ない。
- ・浅井町は公営住宅で組織された行政区であり、子どもの割合が高くなっている。

年齢区分別人口割合(若葉地区) (平成20年12月31日現在)



高齢者世帯(若葉地区) (平成21年3月31日現在)



○基里地区の人口、世帯等の状況

平成20年12月31日現在

行政区	人口		平均世帯 人数	世帯数	14歳以下 人口		65歳以上 人口		14歳以下 人口率	4歳以下 人口率	65歳以上 人口率	75歳以上人 口率
	男	女			うち4歳以 下人口	うち75歳 以上人口						
基里地区	7,657	4,010	2.82	2,715	1,058	402	1,644	832	13.8%	5.3%	21.5%	10.9%
酒井西町	589	292	2.81	208	62	23	130	54	10.6%	3.9%	22.2%	9.2%
酒井東町	321	183	3.45	93	24	2	104	66	7.5%	0.6%	32.4%	20.6%
曾根崎町	2,563	1,343	2.91	882	459	195	417	193	17.9%	7.6%	16.3%	7.5%
水屋町	214	118	3.19	67	19	6	45	25	8.9%	2.8%	21.0%	11.7%
飯田町	349	196	3.14	111	22	6	117	68	6.3%	1.7%	33.5%	19.5%
原町	1,390	706	2.83	491	230	88	223	112	16.5%	6.3%	16.0%	8.1%
姫方町	636	330	2.62	243	56	19	174	76	8.8%	3.0%	27.4%	11.9%
幡崎町	335	174	3.02	111	42	13	78	45	12.5%	3.9%	23.3%	13.4%
桜町	811	422	2.51	323	80	20	243	133	9.9%	2.5%	30.0%	16.4%
松原町	451	246	2.42	186	64	30	113	60	14.2%	6.7%	25.1%	13.3%
鳥栖市	66,767	34,560	2.68	24,950	11,229	3,839	12,501	5,849	16.8%	5.7%	18.7%	8.8%

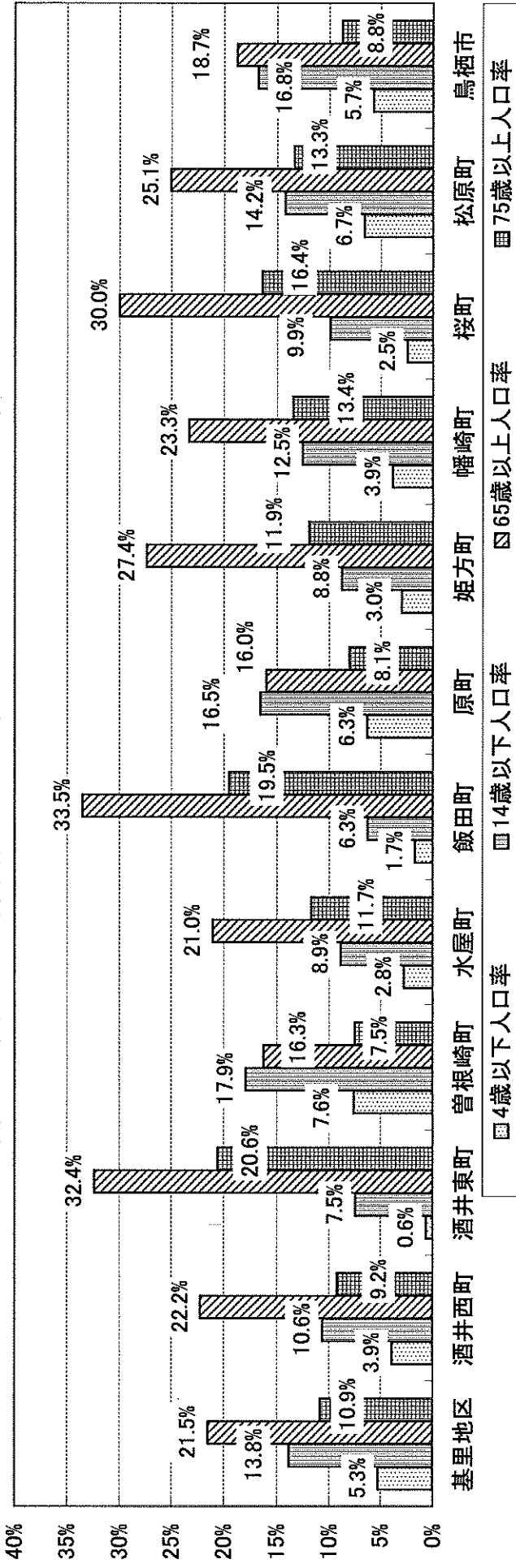
平成21年3月31日現在

行政区	世帯数	高齢者の み世帯数		高齢者の み世帯率		高齢者独 居世帯率
		うち独居 世帯数	世帯数	うち独居 世帯率	世帯率	
基里地区	2,726	477	238	17.5%	8.7%	
酒井西町	218	36	16	16.5%	7.3%	
酒井東町	92	19	8	20.7%	8.7%	
曾根崎町	882	125	69	14.2%	7.8%	
水屋町	68	11	7	16.2%	10.3%	
飯田町	111	30	11	27.0%	9.9%	
原町	497	65	37	13.1%	7.4%	
姫方町	244	43	22	17.6%	9.0%	
幡崎町	111	18	10	16.2%	9.0%	
桜町	318	84	34	26.4%	10.7%	
松原町	185	46	24	24.9%	13.0%	
鳥栖市	25,029	4,148	2,110	16.6%	8.4%	

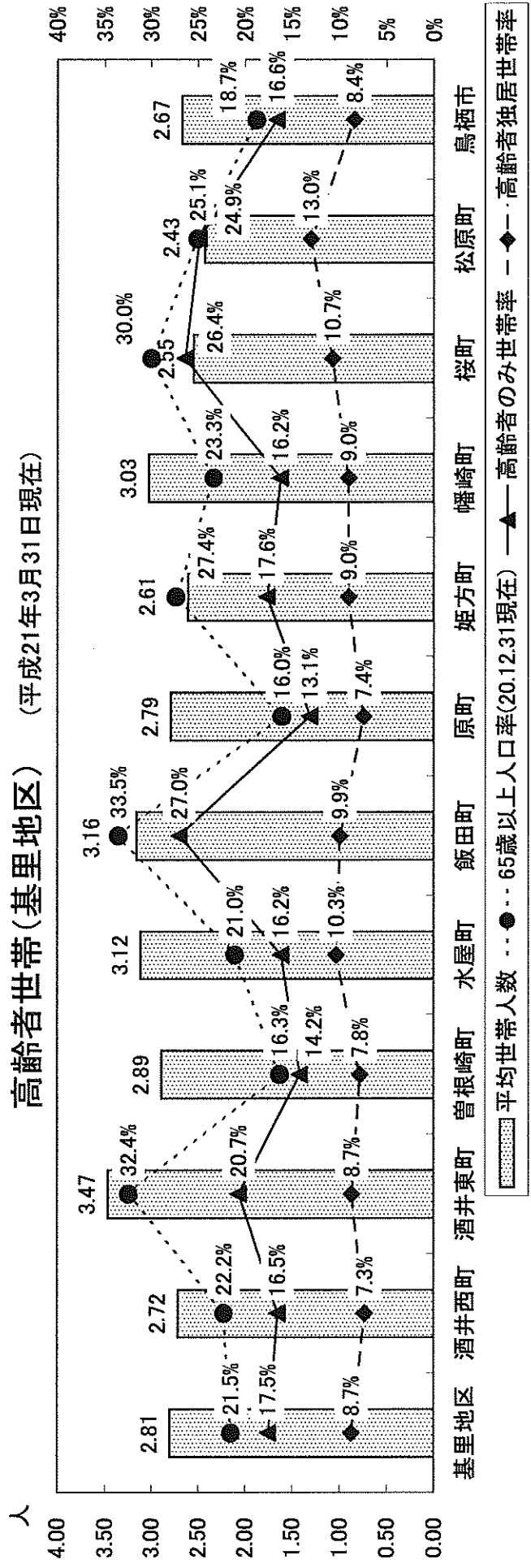
○基里地区の特徴

- ・鳥栖市の東部一帯を占める。国道3号線に沿って事業所や集落が立地し、南部は低地の田園地帯が広がっている。
- ・高速道路のジャンクション周辺には近年流通業務団地が整備され、流通・倉庫業が多数進出している。
- ・人口は、鳥栖市の11.5%、世帯数は10.9%を占めている。
- ・市内で唯一小学校区と中学校区が一致する地区である。
- ・この地区は、65歳以上の人口率が21.5%と市内で高く、14歳以下の人口率は13.8%と市内で最も低くなっており、最も少子高齢化が進んだ地区ではあるが、平均世帯人員は2.82人と市内7地区で最も多くなっている。

年齢区分別人口割合(基里地区) (平成20年12月31日現在)



高齢者世帯(基里地区) (平成21年3月31日現在)



○麓地区の人口、世帯等の状況

平成20年12月31日現在

行政区	人口		世帯数		平均世帯人数	14歳以下人口		65歳以上人口		うち75歳以上人口	14歳以下人口率		65歳以上人口率		75歳以上人口率	
	男	女	世帯数	人口		うち4歳以下人口	14歳以下人口	人口	うち75歳以上人口		人口率	人口率	人口率	人口率	人口率	人口率
麓地区	9,409	4,847	3,485	1,573	2.70	558	1,873	921	16.7%	5.9%	19.9%	9.8%				
蔵上町	2,535	1,263	889	651	2.85	286	239	128	25.7%	11.3%	9.4%	5.0%				
養父町	775	388	319	102	2.43	49	138	55	13.2%	6.3%	17.8%	7.1%				
牛原町	397	180	129	47	3.08	17	110	64	11.8%	4.3%	27.7%	16.1%				
山浦町	1,294	646	469	179	2.76	42	273	124	13.8%	3.2%	21.1%	9.6%				
桜ヶ丘町	310	148	113	49	2.74	11	105	32	15.8%	3.5%	33.9%	10.3%				
山都町	268	127	98	28	2.73	6	89	51	10.4%	2.2%	33.2%	19.0%				
原古賀町	1,118	540	389	168	2.87	58	245	109	15.0%	5.2%	21.9%	9.7%				
原古賀住宅区	99	45	35	7	2.83	2	28	14	7.1%	2.0%	28.3%	14.1%				
九千部学園	89	50	89	0	1.00	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
平田町	1,234	605	452	170	2.73	40	263	125	13.8%	3.2%	21.3%	10.1%				
真心の園	89	10	89	0	1.00	0	89	83	0.0%	0.0%	100.0%	93.3%				
立石町	597	266	200	71	2.99	21	183	101	11.9%	3.5%	30.7%	16.9%				
一本杉区	604	286	214	101	2.82	26	111	35	16.7%	4.3%	18.4%	5.8%				
鳥栖市	66,767	32,207	24,950	11,229	2.68	3,839	12,501	5,849	16.8%	5.7%	18.7%	8.8%				

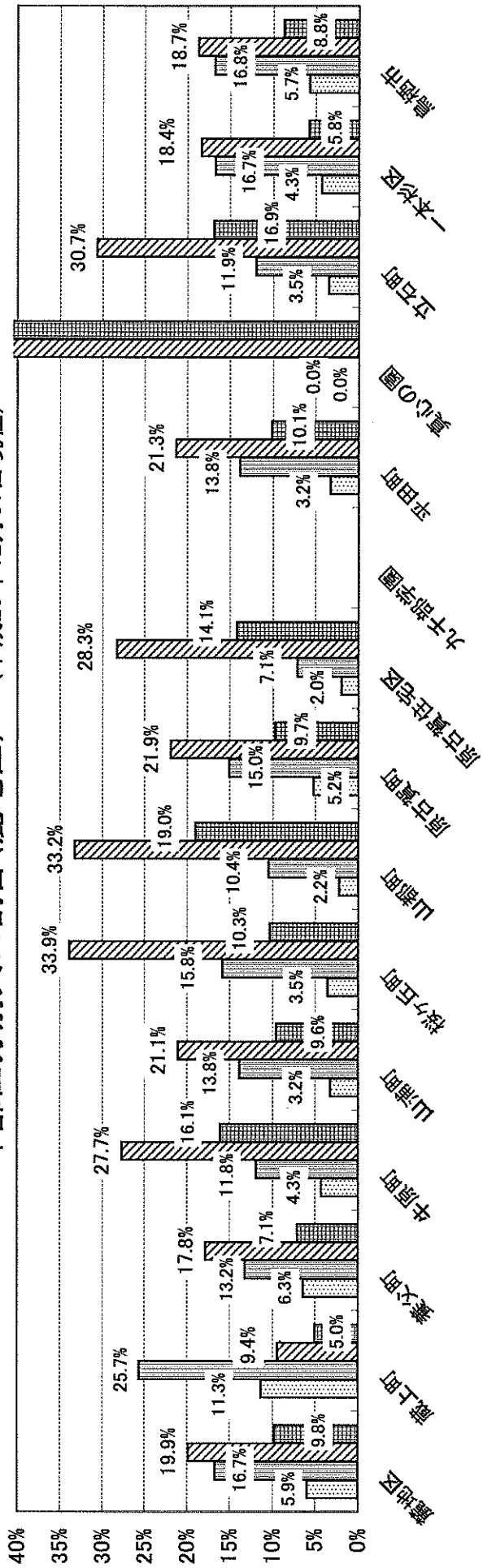
平成21年3月31日現在

行政区	世帯数		高齢者のみ世帯数		うち独居世帯数		高齢者のみ世帯率		高齢者独居世帯率	
	世帯数	高齢者のみ世帯数	世帯数	うち独居世帯数	世帯率	高齢者独居世帯率	世帯率	高齢者独居世帯率		
麓地区	3,438	623	323	18.1%	9.4%					
蔵上町	887	49	20	5.5%	2.3%					
養父町	318	49	25	15.4%	7.9%					
牛原町	130	35	17	26.9%	13.1%					
山浦町	467	83	40	17.8%	8.6%					
桜ヶ丘町	113	39	13	34.5%	11.5%					
山都町	98	30	12	30.6%	12.2%					
原古賀町	382	75	29	19.6%	7.6%					
原古賀住宅区	35	10	5	28.6%	14.3%					
九千部学園	69	0	0	0.0%	0.0%					
平田町	446	82	35	18.4%	7.8%					
真心の園	84	84	84	100.0%	100.0%					
立石町	199	57	27	28.6%	13.6%					
一本杉区	210	30	16	14.3%	7.6%					
鳥栖市	25,029	4,148	2,110	16.6%	8.4%					

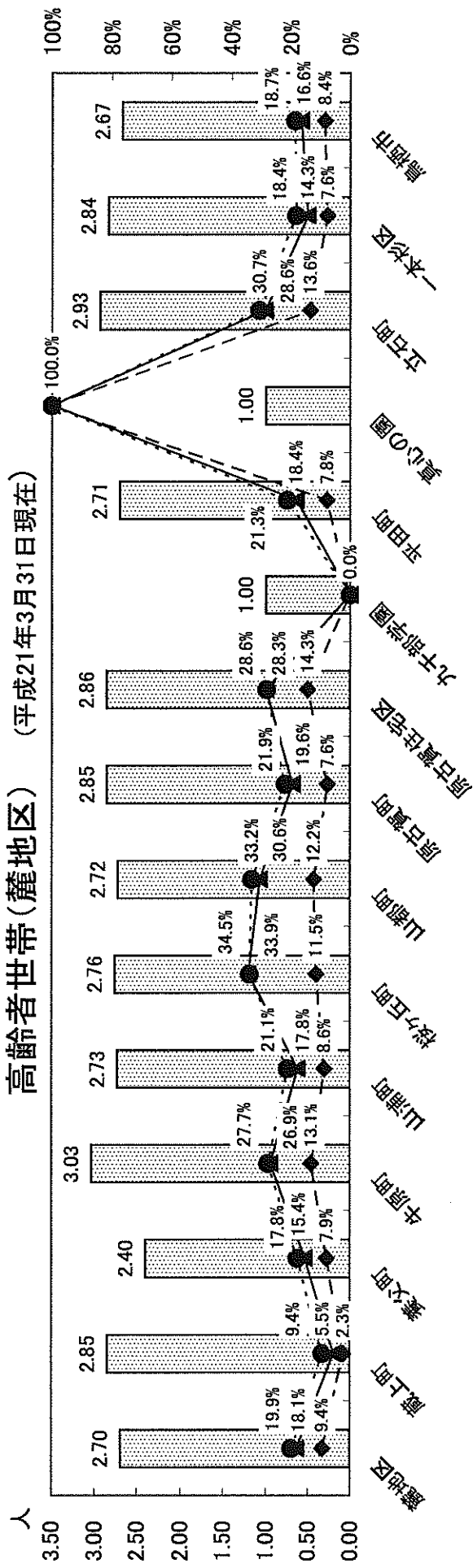
○麓地区の特徴

- ・市の北西部を占め、新幹線の駅が設置される予定で今後大きく変化を見せる地区である。
- ・人口は、鳥栖市の14.1%、世帯数は14.0%を占めている。
- ・蔵上町は近年区画整理事業が行われ、新たな住宅地が建設されており、旧住宅地では住民の高齢化が進んでいるものの、新住宅地では若年層の人口流入が激しく、結果的に町全体では高齢化率は低くなっている。
- ・桜ヶ丘町、山都町、原古賀住宅区は昭和30年代頃から建設された住宅団地で構成された町で、当時入居した世代が高齢化を迎えているため、65歳以上人口率や高齢者世帯率が高くなっている。
- ・九千部学園は指定障害者支援施設、真心の園は特別養護老人ホームである。

年齢区分別人口割合(麓地区) (平成20年12月31日現在)



高齢者世帯(麓地区) (平成21年3月31日現在)



平均世帯人数 ... 65歳以上人口率 (平成21年3月31日現在) ... 高齢者のみ世帯率 ... 高齢者独居世帯率

○旭地区の人口、世帯等の状況

平成20年12月31日現在

行政区	人口		平均世帯 人数	14歳以下 人口	65歳以上 人口	14歳以下 人口率	4歳以下 人口率	65歳以上 人口率	75歳以上 人口率
	男	女							
旭地区	10,821	5,301	2.75	1,900	1,774	17.6%	5.9%	16.4%	7.0%
江島町	546	246	2.83	69	152	12.6%	2.9%	27.8%	15.6%
競馬場団地	271	176	2.07	39	19	14.4%	3.7%	7.0%	1.8%
青葉台	694	341	3.56	237	36	34.1%	12.5%	5.2%	1.9%
村田町	2,554	1,285	2.62	432	326	16.9%	6.5%	12.8%	5.9%
西新町	317	165	1.85	34	58	10.7%	5.4%	18.3%	7.9%
村田新町	202	96	2.56	26	58	12.9%	4.5%	28.7%	5.9%
儀徳町	1,810	879	2.69	284	294	15.7%	5.8%	16.2%	6.9%
前田町	346	156	2.58	63	63	18.2%	3.5%	18.2%	6.6%
西田町	967	460	2.86	149	164	15.4%	4.2%	17.0%	4.8%
幸津町	946	464	2.82	90	254	9.5%	2.4%	26.8%	11.2%
あさひ新町	1,067	510	3.32	376	27	35.2%	12.5%	2.5%	0.7%
下野町	605	288	2.71	50	194	8.3%	2.1%	32.1%	17.7%
二島町	338	158	3.28	37	92	10.9%	0.9%	27.2%	13.9%
棧敷団地	158	77	2.59	14	37	8.9%	4.4%	23.4%	7.0%
鳥栖市	66,767	32,207	2.68	11,229	12,501	16.8%	5.7%	18.7%	8.8%

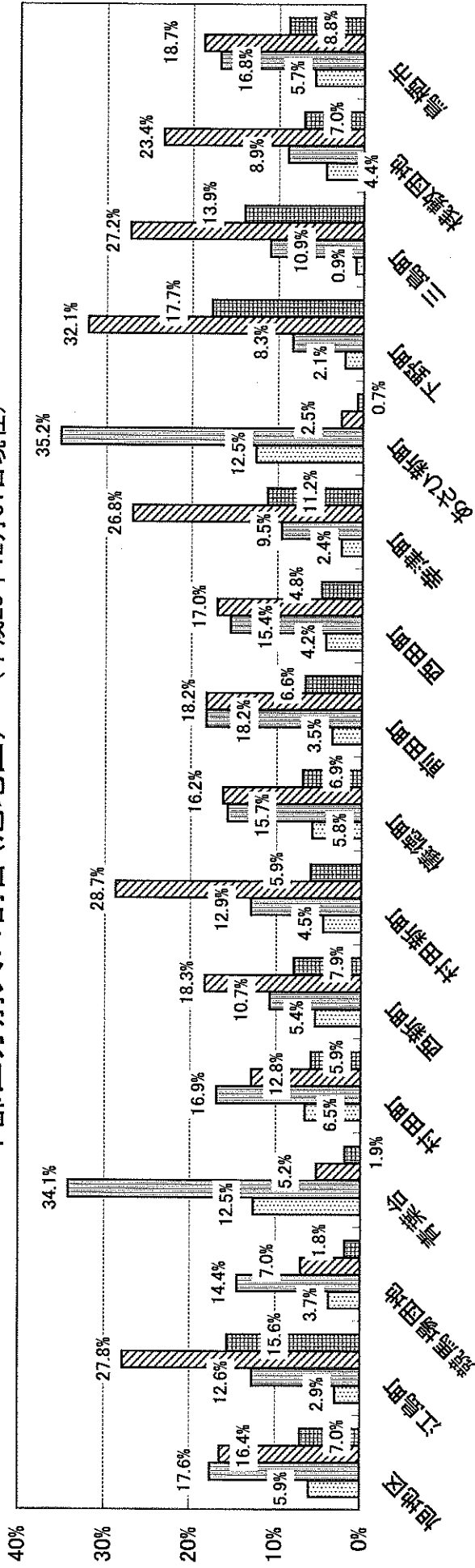
平成21年3月31日現在

行政区	世帯数	高齢者のうち独居		高齢者のみ世帯率	高齢者居世帯率
		高齢者のみ世帯数	世帯数		
旭地区	3,961	530	243	13.4%	6.1%
江島町	194	46	20	23.7%	10.3%
競馬場団地	129	4	0	3.1%	0.0%
青葉台	201	10	6	5.0%	3.0%
村田町	984	92	45	9.3%	4.6%
西新町	164	19	10	11.6%	6.1%
村田新町	77	23	17	29.9%	22.1%
儀徳町	668	86	47	12.9%	7.0%
前田町	133	21	10	15.8%	7.5%
西田町	345	54	23	15.7%	6.7%
幸津町	340	76	27	22.4%	7.9%
あさひ新町	338	6	2	1.8%	0.6%
下野町	226	59	25	26.1%	11.1%
二島町	103	21	7	20.4%	6.8%
棧敷団地	59	13	4	22.0%	6.8%
鳥栖市	25,029	4,148	2,110	16.6%	8.4%

○旭地区の特徴

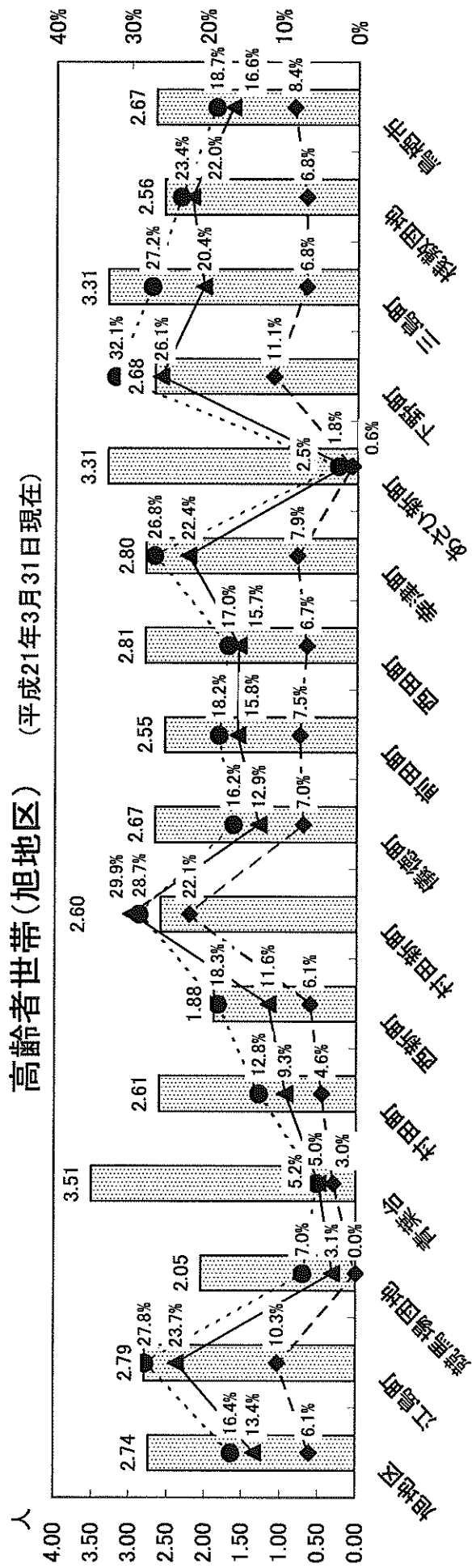
- ・鳥栖市の南西部を占め、地区の北部と西部には丘陵地を呈するが、地区のほとんどは平坦な地形である。南部は水田が広がっている。
- ・人口は、鳥栖市の16.2%、世帯数は15.7%を占めている。
- ・昭和30年代から村田新町や前田町といった公営住宅の建設が始まり、その後昭和50年代の西田町、平成に入って青葉台やあさひ新町といった住宅団地が民間業者により建設されている。特に、青葉台やあさひ新町は、新しい団地であるため、14歳以下人口率や平均世帯人数が高くなっている。
- ・麓地区との境には市内唯一の短期大学が立地している。

年齢区分別人口割合(旭地区) (平成20年12月31日現在)



4歳以下人口率
 14歳以下人口率
 65歳以上人口率
 75歳以上人口率

高齢者世帯(旭地区) (平成21年3月31日現在)



平均世帯人数
 65歳以上人口率(20.12.31現在)
 高齢者のみ世帯率
 高齢者独居世帯率

地域づくりの概要について

平成21年8月11日

鳥 栖 市

I “市民参加のまちづくり” の位置づけ

鳥栖市では、第5次鳥栖市総合計画実施計画（平成21年度～平成22年度）〔平成21年3月策定〕において、「笑顔ひろがる文化・交流・共生の都市」の実現を目指して、次の基本目標を掲げております。

基本目標6 みんなで築く市民協働のまちづくり（一部抜粋）

1 市民参加のまちづくり

目 標

市民参加のまちづくりにあたっては、コミュニティの形成とともに、市民の声を聴き、共に考え、行動するために必要とする情報を正確に伝達・公開していくことが求められています。

コミュニティの形成のために、地域ごとのコミュニティ組織の機能・連携強化と活動の充実を支援し、集会施設などの活動の場の充実を図ります。

また、市民に対するまちづくり情報の提供やまちづくり意識の啓発を行い、市民・事業者・行政が互いに主体的な関わりを持つパートナーシップのまちづくりをめざします。

(2) コミュニティの活性化

<施策の方向>

- 市民の身近な問題について、市民と行政が同じ立場に立ち、理解しあい、課題解決のための地域活動を支援します。
- コミュニティ活動拠点として公民館などのコミュニティ施設を広く提供し、地域活性化と市民の地域活動意識の啓発を推進します。

主要施策	目 的
地域自治組織の育成	市民が主体的にまちづくりに参加できるシステムの構築のため、新たなコミュニティ活動組織を育成し、市民と行政がお互いに公共の担い手として、それぞれの力を十分に発揮することにより愛着の持てる地域づくりを推進する。
事務事業名	事 業 概 要
地域分権推進事業	地域に対する権限、財源の委譲を含め、地域自治組織の再構築を検討し、地域分権の推進を図る。

※ 鳥栖市のまちづくりの基本的考え方については、平成19年2月に作成した“市民協働指針”において、次のように掲げています。(表紙)

私たちは、おかげさま、おたがいさまの気持ちで、
「私たちの好きなまち是我们でつくろう」を合言葉に
市民協働による暮らしやすいまちづくりを進めます。

このように、鳥栖市では“第5次鳥栖市総合計画実施計画”の実現に向け、市民が中心となったまちづくりを進めるための協働のあり方について、取りまとめを行い策定した“市民協働指針”に基づき、各種施策を計画・実行しています。

Ⅱ 地域を取り巻く現状と課題

1 地域の課題

“市民協働指針”及び平成19年度行政課題職員研修のなかで実施された“自治会に関するアンケート”の結果により、地域を取り巻く現状と課題を整理しました。

(1) “市民協働指針”より(4ページ)

① 現状

自主防災組織の確立や地域での分別収集の取り組み、さらには、地域における子どもの安全対策など、それぞれの地域課題の解決に向け、地域の実情に応じた取り組みが地域において進められています。

一方、流入人口の増加による「都市化」の傾向は著しく、自治会加入率や地域行事への参加率の低下等により、地域意識の希薄化が進んでおり、子どもクラブや婦人会、さらには老人クラブなど地域を担ってきた地縁的組織の存続が危機的状況に陥っています。

② 課題

● コミュニティ意識の希薄化

地域社会における課題解決に向けたコミュニティ意識が希薄化しています。

● 既存の地域組織の衰退化

既存の地域組織が衰退化しており、組織の活性化と新たな地域課題解決の仕組みづくりが求められています。

● 地域の人材育成の停滞

地域活動への市民参加が減少し、地域活動リーダー等の人材育成が進んでいません。

● 新旧住民の交流不足

新旧住民の交流が少なく、相互の理解が不足しています。

● 若年層の地域活動への参加減少

特に若年層の地域活動への参加が少なく、地域運営に活力がなくなっています。

(2) “自治会に関するアンケート” より

平成 19 年度の行政課題職員研修において、全区長を対象に実施された「自治会に関するアンケート」のなかで、「自治会の運営上で困っていること」の質問結果（結果詳細）は、次のようになりました。

①人材不足

人材不足の原因となっている「少子高齢化により活動に支障が生じている」、「住民の関心がなく、役職者のなり手がいない」といった回答が、上位 1 位・2 位を占めています。

これは、市民協働指針で指摘している「コミュニティ意識の希薄化」、「地域の人材育成の停滞」と共通するものです。

②連携不足

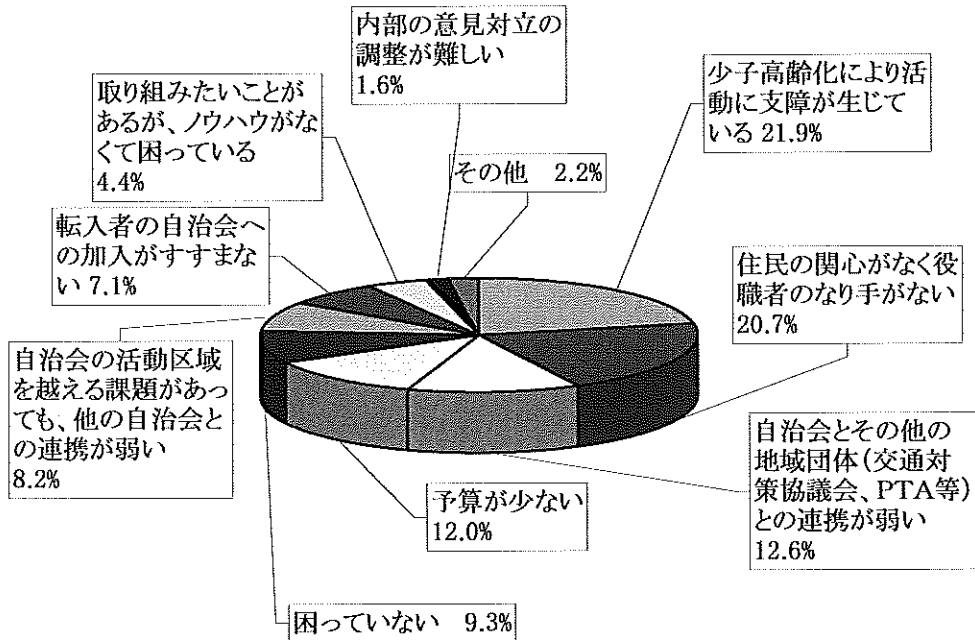
次に多かったのは、「自治会とその他の地域団体（交通対策協議会、PTA等）との連携が弱い」、「自治会の活動区域を越える課題があっても、他の自治会との連携が弱い」、「取り組みたいことがあるが、ノウハウがなくて困っている」といった回答が多くなっています。

この連携不足、ノウハウ不足といった課題を解消するためには、市民協働指針で指摘している「既存の地域組織の衰退化」の打開が必要であり、「新たな地域組織づくり」が求められています。

③予算不足

自治会を運営していく上で、「予算が少ない」という回答も 12.0%となっています。

自治会運営上で困っていること



*結果の主なもの

項目	割合
1 少子高齢化により活動に支障が生じている	21.9%
2 住民の関心がなく、役職者のなり手がない	20.7%
3 自治会とその他の地域団体(交通対策協議会、PTA等)との連携が弱い	12.6%
4 予算が少ない	12.0%
5 自治会の活動区域を越える課題があっても、他の自治会との連携が弱い	8.2%
6 転入者の自治会への加入がすすまない	7.1%
7 取り組みたいことがあるが、ノウハウがなくて困っている	4.4%

2 行政の課題

(1) 個性あるまちづくりの推進

地方分権・地域分権の大きな流れのなか、基礎自治体である鳥栖市においては、市民協働指針でうたっているように、市民と行政との協働（市民協働）による暮らしやすいまちづくりを進めていくことが重要な課題となっています。

(2) 行政が担う事務の限界

市民ニーズの多様化・高度化、少子高齢化などが進むなか、今後も、公共のサービスの質を維持し、公共のサービスのすべてを行政のみが担うことには、限界があります。

また、社会情勢の変化に伴って、地域において自主的な防災、防犯活動等への取り組みが見受けられている現状は、もはや、行政による画一的なサービスの提供が困難になっていることを物語っています。

【市民協働指針より】(4ページ)

なんで「協働」なの？(市民協働におけるそれぞれの現状と課題) そして鳥栖市では……

鳥栖市の現状は、全国レベルあるいは佐賀県内の状況から見ても、財政面等において決して逼迫した状況ではありませんが、今後、次世代に引き継ぐためのまちづくりを進める上で、さまざまな課題を克服していくことが求められています。

しかし、これらの課題を解決するための原動力として大いに期待されている地域や市民活動については、現在、その活力が不足している現状です。

少し体力に余裕のある今こそ、協働のしくみを確立するチャンスなのです。

Ⅲ まちづくりの基本的な考え方 ～みんなで築く市民協働のまちづくり～

「Ⅰ 市民参加のまちづくりの位置づけ」でも述べているとおり、第5次鳥栖市総合計画実施計画（平成21年度～平成22年度）に掲げている「笑顔ひろがる文化・交流・共生の都市」の実現を目指していくことが、鳥栖市のまちづくりの基本的な考え方です。

そのためには、今後の鳥栖市におけるまちづくりの方針をとりまとめた“市民協働指針”に基づき、市民と行政による協働を進めていくことにより、市民自治を確立していくことが重要となります。

まちづくりの基本目標

みんなで築く市民協働のまちづくり

用語解説

* 「市民自治」

まちづくりを行政だけに任せず、自分たちのことは自分たちで決め、自分たちのまちづくりは自分たち自身で決めていくことであり、市民が自ら、主体的にまちづくりを協働して進めていくことです。

市民協働（市民協働指針より）

（1）協働の目的（6ページ）

今日まで、多岐にわたって行政が担ってきた「公共」の分野において、市民や市民活動団体等による「新たな公共」を創出し、市民が誇りを感じ、暮らしやすい地域社会を目指し、次世代に責任を持ってしっかりと引き継いでいける活力あふれ住みよいまちづくりを進めるためには、市民が鳥栖市を担う一員であるという認識をもって、市民と市が共に知恵を出し合い、社会的課題解決に向けた自主的・主体的な参画による市民相互及び市民と行政との協働によるまちづくりを進めていくことにより、「市民満足度」を高め、「地域力」を高揚させ、「市民自治の確立」を目指します。

用語解説

* 「市民満足度」

民間企業でいう企業活動に関する顧客満足度（CS）を公益活動に置き換えた場合の公共サービスに対する市民の満足度を意味します。

簡単に言えば、このまちに住み続けたいか、ということだと考えます。

そのためには、一人ひとりが、まちづくりを自分の問題と捉え、参加することが必要だと考えます。

* 「地域力」

防犯・防災・生活環境など、様々な地域課題に対し、その地域の市民や地域組織において課題を解決する能力であり、地域の魅力や良好な環境のために培われる地域の力と考えます。

(2) 協働のメリット (6 ページ)

社会的課題解決に向けた自主的・主体的な参画による市民相互及び市民と行政との協働によるまちづくりを進めることにより、次のような効果が期待できます。

① 市民にとっての効果

協働により、市民ニーズにあったサービスの享受、サービスの選択肢の拡大、市民主体のまちづくりが期待できます。

② 市民活動団体にとっての効果

協働により、活動基盤が安定し、団体や団体の活動に対する社会的認知度が向上するという効果が期待できます。

③ 行政にとっての効果

協働により、「公共サービスは行政が担う」という考え方から脱却し、これまでの事業のあり方を見直す契機となり、効率的な行政運営につながることを期待できます。

(3) 協働のための原則 (協働を行う上での約束) (7 ページ)

① 協働の関係においては

- 対等の原則 (上下関係はない)
- 相互理解・説明責任の原則 (立場の違いを理解し、協力し合う関係)
- 自主性・自立性の原則 (支え合う関係)
- 自然体の原則 (自分自身でできることから)

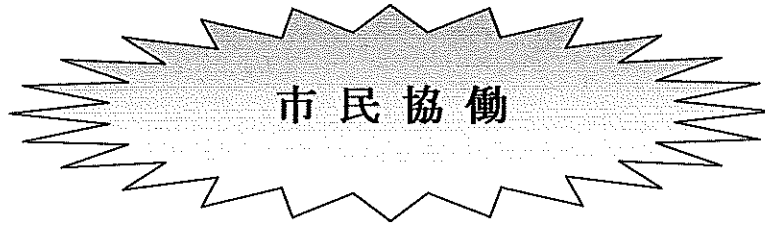
② 協働を進めるためには

- 話し合いの原則 (一方的な押し付けではなく役割分担する)
- 学びあいの原則 (次の新たな使命に挑む)
- 発議自由の原則 (提案は誰からでも可能)
- 情報共有の原則 (情報を共有し、資源を活かす関係)

③ 協働の成果を高めるためには

- 時限性の原則 (目標達成期間の設定)
- 公開の原則 (透明で、開かれた活動)
- 目的共有の原則 (何のために協働するのか)

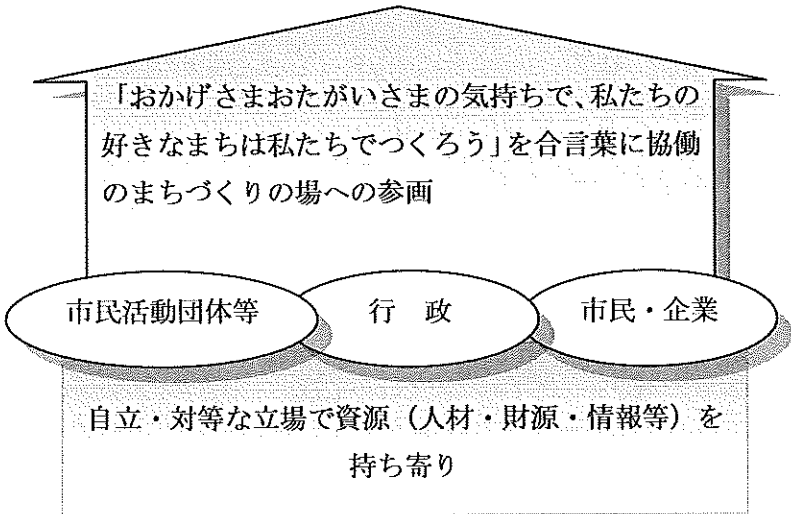
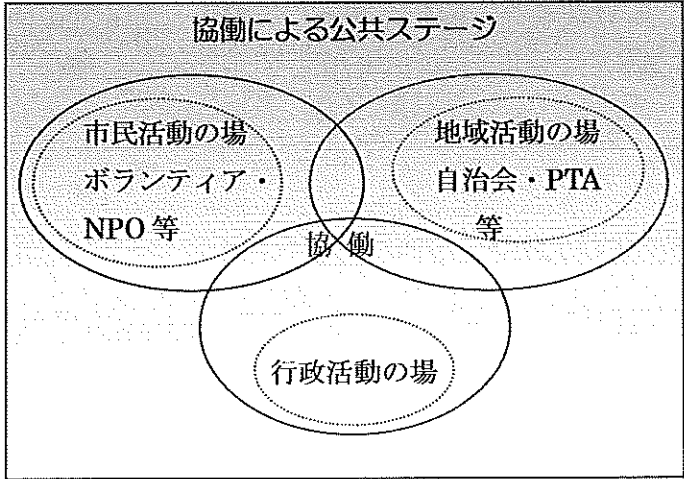
●目指すべきまちづくりの姿（市民協働イメージ図）



市民協働

市民として住みよさを実感し、誇りを感じ、暮らしやすい地域社会を目指し、次世代に責任をもって引き継いでいけるまち

市民満足度 UP
地域力 UP
市民自治の確立



IV 新たな地域自治組織（以下「コミュニティ組織」という）の育成

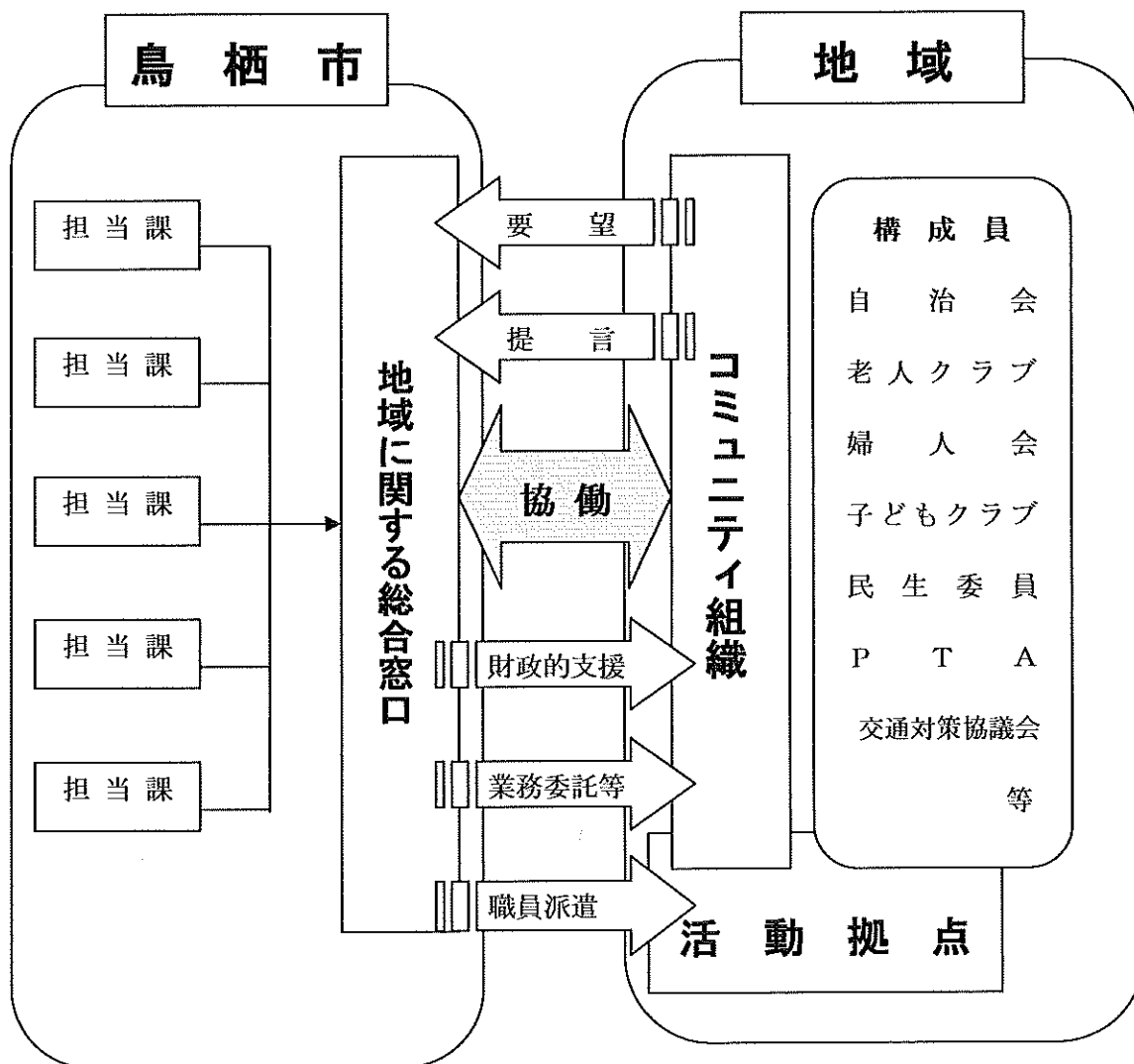
以下の理由から、コミュニティ組織の育成が必要となっています。

- ① 少子高齢化や核家族化、都市化の進展などの急激な社会的変化に伴い、住民ニーズや行政への要求が多様化しており、このため単位自治会や単位各種団体では、対応できない課題が生まれています。

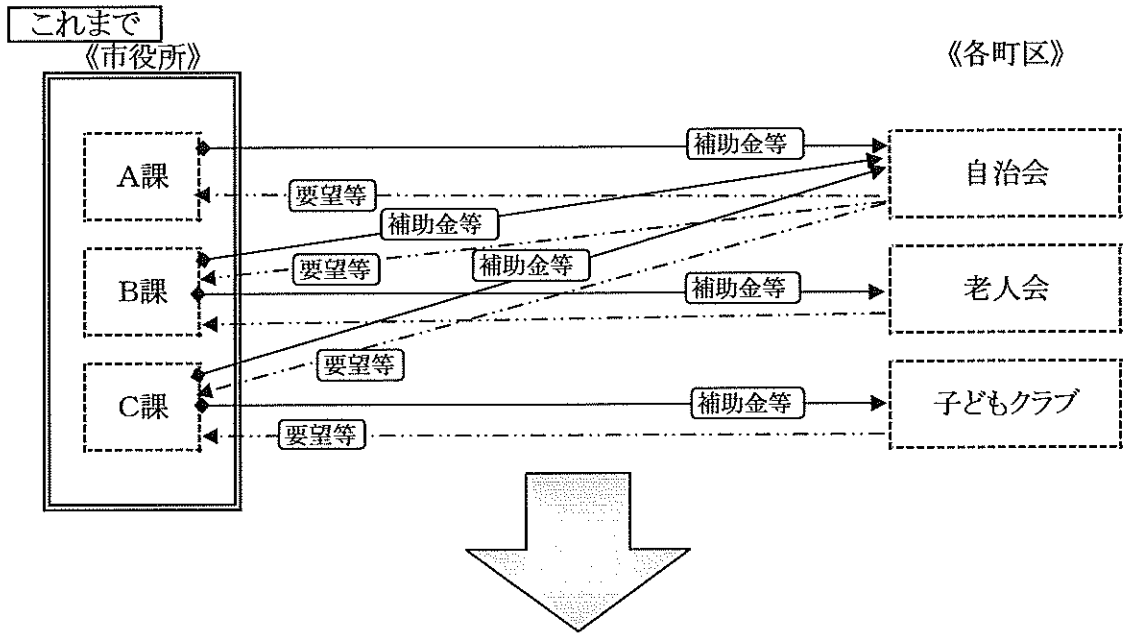
そこで、このような課題を解決するために、広域（小学校区単位）での、地域自治組織の構築を行う必要性が生じています。

- ② 急激な社会変化に対応したまちづくりの推進のためには、これまでの行政だけの対応では限界があり、市民参加を基本とした地域住民と行政との協働したまちづくりが重要となっています。

コミュニティ組織と鳥栖市の連携（イメージ図）

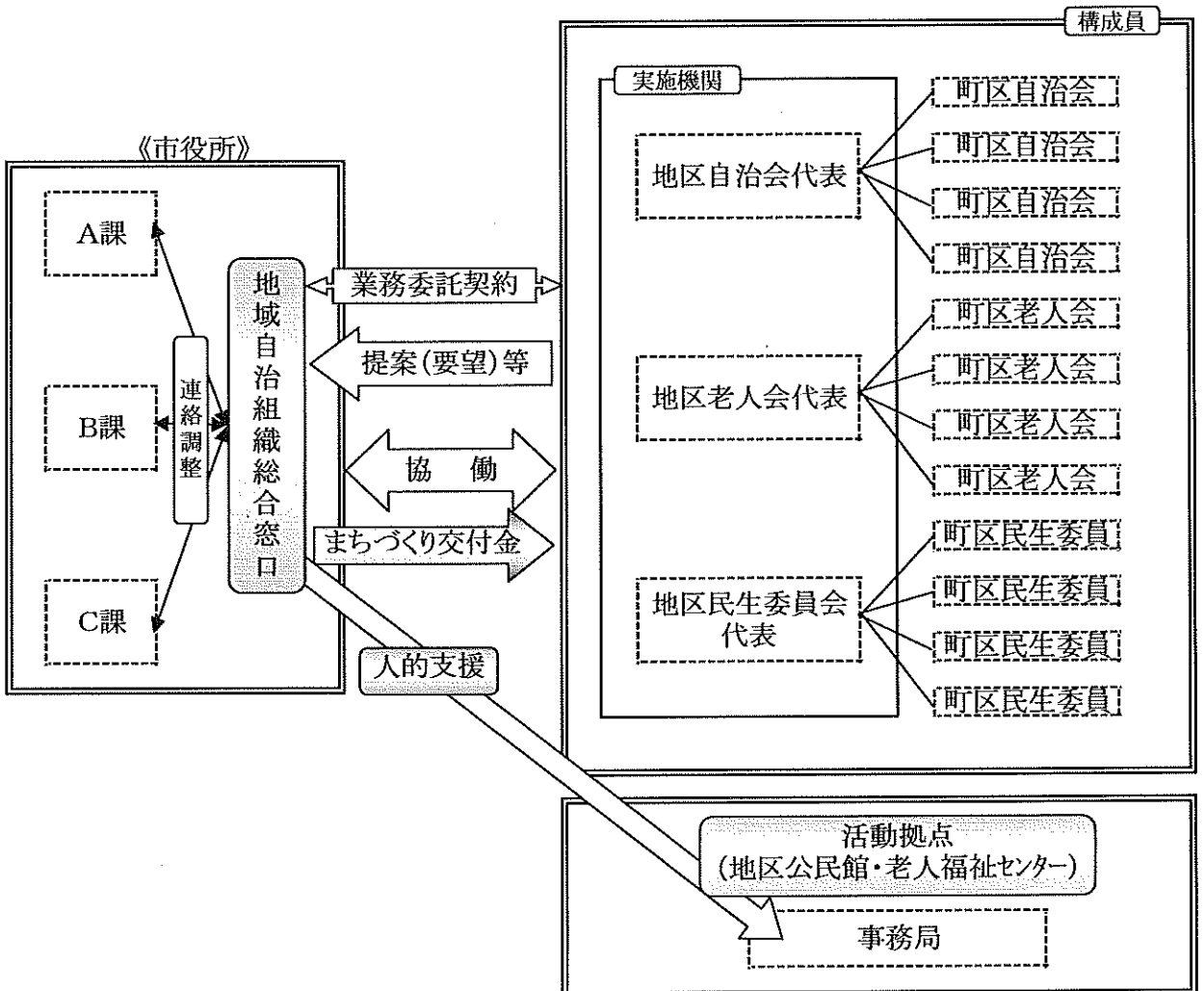


◎地域自治組織と市役所との関係



これからのイメージ図

《地域自治組織》



1 コミュニティ組織

(1) 区域

市民のニーズが多様化・高度化し、特に防犯・防災などの事業は、従来の単位自治会だけでは対応が困難となっており、広域的な対応が有効、かつ、必要となっています。

このため、コミュニティ組織を広域化することが有効であり、そのため下記の理由により、区域については小学校区とすることが適当であると考えます。

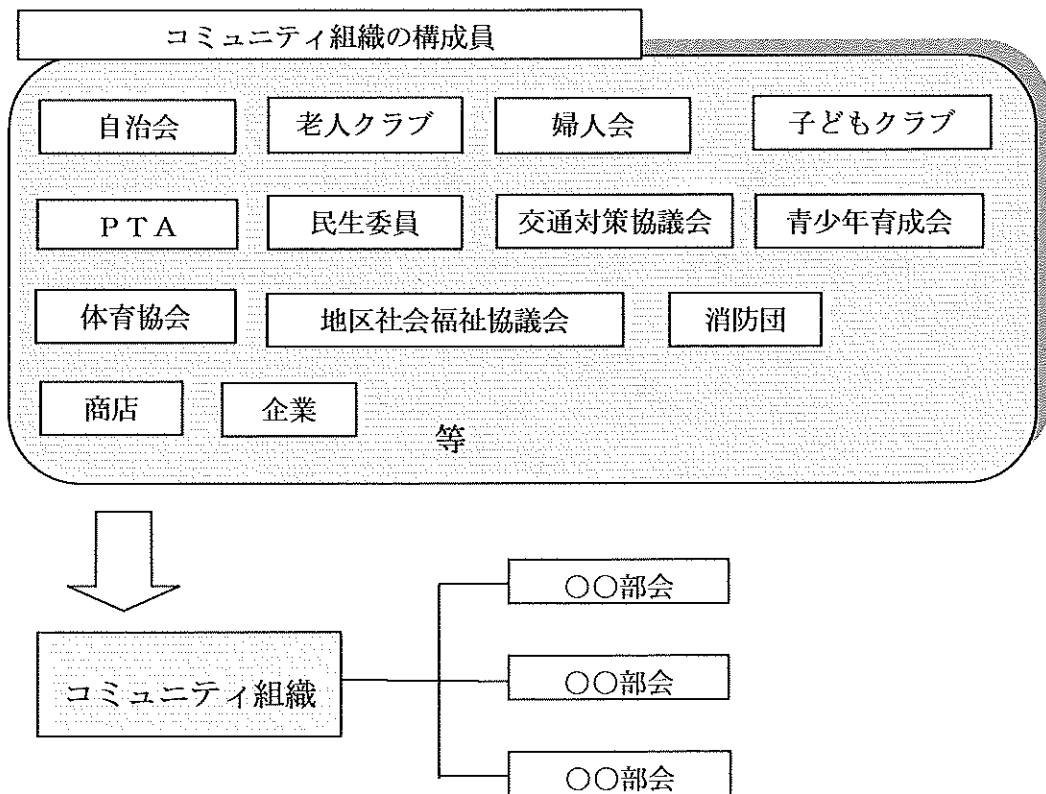
- 小学校区単位の行事が多く実施されていること。(地区運動会等)
- 現在も小学校区単位で区長連合会等の地区組織が構成されていること。
- 小学校区単位で地区公民館や老人福祉センターを設置していること。

(2) 構成員及び組織体制

コミュニティ組織の構成員は、連携不足の解消のためにも区域内の各種団体の代表者を網羅することが適当であると考えます。

組織の体制については、地域の課題ごとに対応するために、関係する各種団体で構成する部会制も選択肢と考えます。

【イメージ図】



(3) 役割

コミュニティ組織の設置目的は、“市民参加のまちづくりの実現”にあり、その役割は、次のようなものが考えられます。

■地域の課題を地域で解決する、真に愛着の持てるまちをつくるための事業への取組み

⇒地域における子ども安全対策、防災対策等

■区域内のまちづくり計画の策定

⇒市民一人ひとりが考え、決定し、行動し、責任を持ってまちづくりを推進していくため、地域の実情に最も精通したその地域の市民自らが、自分たちの住むまちの将来について話し合い、まちづくり計画を策定します。

この役割が全地区で機能すれば、総合計画などの各種計画を策定する際の重要な市民参加の一つの方法となる可能性があります。

また、コミュニティ組織の運営財源を確保するため、次のような事業への取組みも考えられます。

■コミュニティ組織の活動拠点となる地区公民館などの施設管理

■行政からの業務委託等

(4) 活動拠点

活動拠点については、コミュニティ組織の区域を小学校区とするならば、小学校区単位で設置している地区公民館や老人福祉センター等が考えられます。

(5) 名称

コミュニティ組織の名称としては、代表的なものとして次のような呼称が使用されています。

■宗像市	コミュニティ運営協議会
■池田市	地域コミュニティ推進協議会
■北九州市	まちづくり協議会
■西都市	地域づくり協議会
■薩摩川内市	地域コミュニティ協議会

名称については、「コミュニティ」と「まちづくり」がキーワードとなっています。

2 鳥栖市の支援策

コミュニティ組織の設置・運営に伴い、鳥栖市としては行政支援を積極的に行っていく必要があります。

(1) 補助金等の再編成

コミュニティ組織への財政的支援としては、現在、それぞれの事業の担当課が単位自治会等に個別に支出している各種補助金の地区への編成・交付を検討します。

また、従来の補助金から、使途に自由性を持たせた包括的交付金とする検討も必要と考えます。

包括的交付金とすることで、より弾力的な事業執行ができるため、地域の自主性・自立性が促進される効果が見込まれます。

(2) 市民協働事業に関わる業務委託等の推進

市民協働の観点から業務委託等の検討を行っていきます。

- 地区公民館等の管理運営業務
- 公園の管理業務
- 行政の発行する文書等の配布業務

(3) 職員の派遣

コミュニティ組織の運営支援を行うために、活動拠点に職員を派遣することを検討します。

- 宗像市 活動拠点に週1回程度職員を派遣（設置当初は、週3回程度）
- 池田市 庁内公募のボランティア職員が、会議・イベント等に参加
- 北九州市 校区担当職員を設置し、会議・イベント等に参加
- 西都市 支所の職員が、事務局をサポート
- 薩摩川内市 活動拠点への嘱託職員（コミュニティ主事）の配置（月17日勤務）

(4) 窓口の一本化

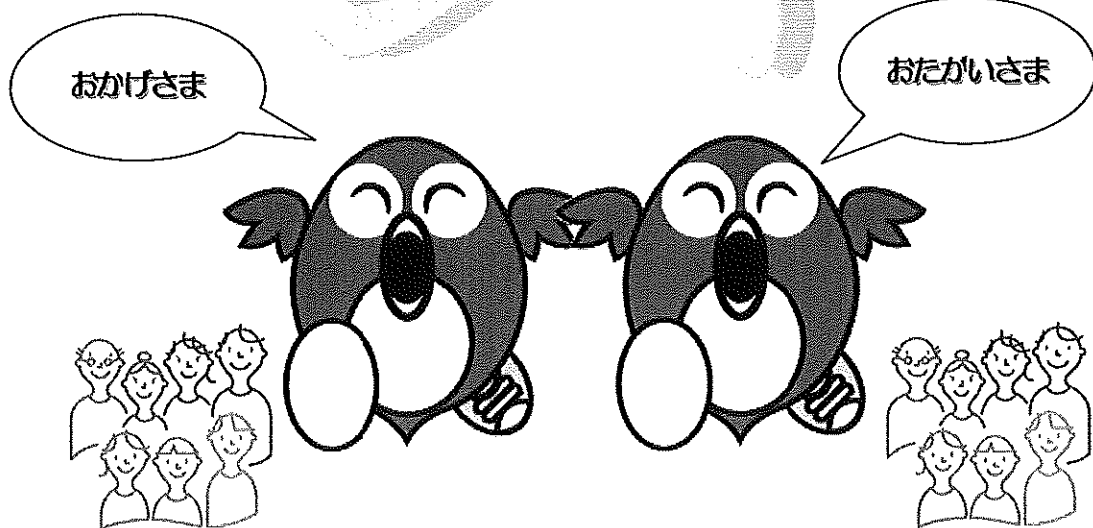
現在、各事業が各課に張り付いていますが、コミュニティ組織に対して市の対応窓口を一本化することを検討します。

これは、「自治会に関するアンケート」において、行政に期待することを自由記載で尋ねた結果、一番多かった内容が、「市の迅速な対応、窓口の統一」であったことに対する対応です。

市民協働指針



私たちは、おかげさま、おたがいさまの気持ちで、
「私たちの好きなまち是我们でつくろう」を合言葉に、
市民協働による暮らしやすいまちづくりを進めます！



鳥 栖 市

きっとすき! すっとすき! なんぼすっともっとすき?

・ きっとすき!

「とす」で活動している人たちに共通しているのは、きっと『「とす」が好き』という気持ち。

だから、私たちみんな（地域住民、市民活動団体、企業、行政など、「とす」を好きなみんな）で「協働」してまちづくりをしていきたい、という思いをこめて、この「市民協働指針」をつくりました。

「おかげさま・おたがいさま」の気持ちを大切にしながら「私たちの好きなまちは私たちでつくろう」を合言葉に、「とす」を好きなみんながまちづくりに参画すれば、きっと「とす」のことを好きになる。

・ すっとすき!

今私たちが好きな「とす」を、これからもずっと好きでいたい。

この大好きな「とす」を、自信をもって次世代の子どもたちに引き継ぐために、今からみんなで「協働」によるまちづくりを進めていきましょう。

人は一人では生きていけない。誰かに支えられ、励まされ、認められることで、生きる元気がわいてくる。

「おかげさま・おたがいさま」で支えあう人々が責任をもって育むまち。

ここ「とす」は、そんな人々が暮らしているまち。

・ なんぼすっともっとすき?

縁あっていろんな立場でここ「とす」に暮らす人々が、役割分担しながらお互いの立場を理解し、尊重し、力を合わせてより良い「とす」にしていけるように、もっともっと「とす」を好きになれるように。

そのためには、何をすればいい?何ができる?何がやりたい?

みんなで考え、そして、一歩踏み出すことができるように、まずはこの「市民協働指針」がそのきっかけになれば幸いです。

「協働」によって新たな【き・す・な】が生まれますように

■ 「協働」ってなに？（市民協働をどのように考えるのか）

○ 「協働」とは、・・・

元来、地域社会が持っていた地域の力を新たな形として取り戻すための手法であり、この指針の中では、「市民、市民活動団体、地域、行政がそれぞれの特性や資源（人・物・金だけではなく地域の歴史文化など）を活かし対等な立場に立って、協力し合い共通する地域や社会的課題の解決に当たること」と定義いたしました。

「きょうどう」というと、共同事業や共同開発などの「共同」、や協同組合の「協同」が一般的です。

そもそも「協働」という言葉は、行政学用語でアメリカの政治学者が「地域住民と自治体職員が協力して自治体政府の役割を果たしていく」という概念を表す言葉を日本語に置き換えて「協働」という言葉に当てはめたとされています。また、一般的に「協働」とは、「複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること」とされています。

元来、地域には地域の課題を自分たちで解決し、決定していく機能が備わっていました。地域の一員として、お互いが快適に暮らすための環境美化や相互扶助といった仕組みがごく普通に機能していました。

しかし、高度経済成長社会の進展に伴い、行政ニーズの多様化と同時に地域の仕組みも個人の価値観の多様化や住民の流動化などからその機能は縮小してきました。



※ 「市民」とは、

鳥栖市に居住し、生活する人はもちろん、鳥栖市内に勤務又は在学する人、さらには、鳥栖市で活動する市民活動団体に関わる他自治体の住民を含め市民といたします。さらに社会貢献活動を実践している市内の企業や事業所も企業市民として市民に含めます。

※ 「市民活動」とは、

市民が自主的・主体的に行い、誰に対しても参加が開かれている活動であり、営利を目的としない活動であるとともに、幅広く多くの人々が幸せに生きていくために必要な活動をいいます。（ただし、宗教・政治活動は除外する。）また、グループ・団体や個人によるボランティア活動、公益活動のほか、自治会等の地縁的組織による活動も「市民活動」に含みます。

※ 「市民活動団体」とは、

様々な市民活動を行う団体であり、NPO法人やボランティア団体等の志縁的組織、自治会等の地縁的組織を含め全ての活動団体及び任意の活動グループを含め市民活動団体といたします。

※ 「地縁的組織」とは、

住民が参加し、居住地域の課題に対する活動を行う組織で、自治会、婦人会、老人クラブ、子どもクラブ、PTA等が主な組織です。

※ 「志縁的組織」とは、

有志が参加し、特定のテーマに特化した活動を行う組織で、ボランティアグループ、市民活動団体、NPO法人等の様々な種類があります。

※ 「NPO法人」とは、

特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した特定非営利活動法人を指します。（P10 資料参照）

■ **なんで今「協働」なの？（市民協働におけるそれぞれの現状と課題）**

■ **地域ではこんな問題が・・・（地域における現状及び課題）**

（現状）：自主防災組織の確立や地域での分別収集の取り組み、さらには、地域における子どもの安全対策など、それぞれの地域課題の解決に向け、地域の実情に応じた取り組みが進められています。

一方、流入人口の増加による「都市化」の傾向は著しく、自治会加入率や地域行事への参加率の低下等により、地域意識の希薄化が進んでおり、子どもクラブや婦人会さらには老人クラブなど地域を担ってきた地縁的組織の存続が危機的状況に陥っています。

（課題）

- 地域社会における課題解決に向けたコミュニティ意識が希薄化している。
- 既存の地域組織が衰退化しており、組織の活性化と新たな地域課題解決の仕組みづくりが求められている。
- 地域活動への市民参加が減少し、地域活動リーダー等の人材育成が進んでいない。
- 新旧住民の交流が少なく、相互の理解が生まれない。
- 特に若年層の地域活動への参加が少なく、地域運営に活力がなくなっている。

■ **市民活動ではこんな問題が・・・（市民活動における現状及び課題）**

（現状）：阪神淡路大震災でのボランティアを中心とした市民活動団体が社会認識され、NPO法制定を機に、NPO法人を含め市民活動が台頭してきました。

鳥栖市においても平成19年1月現在で19のNPO法人が設立され、ボランティア団体を含め、さまざまな団体が、さまざまな分野において社会貢献活動を行っています。

しかしながら、市民活動団体やその活動内容の情報が市民にうまく発信されていないため、市民の認知度は低く、また、市民活動団体間や行政・企業等との連携が進んでいないのが現状です。

（課題）

- 市民活動や市民活動団体への理解が進んでいない。
- 市民活動団体や活動内容の情報が市民に対しうまく情報発信されておらず、なおかつ、その仕組みが確立されていない。
- 市民活動を担う新たな人材の育成が進んでいない。
- 企業の社会貢献活動と市民や市民活動団体との連携した活動が求められている。
- 新たに市民活動を始めようと考えている人たちのニーズがつかめない。
- 新たに市民活動を始めようと考えている人たちにとってきっかけがない。

そして鳥栖市では・・・

鳥栖市の現状は、全国レベルあるいは佐賀県内の状況からみても、財政面等において決して逼迫した状況ではありませんが、今後、次世代に引き継ぐためのまちづくりを進める上で、さまざまな課題を克服していくことが求められています。

しかし、これらの課題を解決するための原動力として大いに期待されている地域や市民活動については、その活力が不足している現状です。少し体力に余裕のある今こそ、協働のしくみを確立するチャンスなのです。

※ 「コミュニティ」とは、

人と人のまとまり、結びつきであり、人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団や地域社会であり、地縁・志縁によるもの、企業・事業所の地域経済によるものなどがあります。

■ だから協働（市民協働により目指すべきまちづくりの姿）

平成 18 年の民間経済誌の調査による「全国都市住みよさランキング」において鳥栖市は全国 7 位（九州トップ）という高い評価を得ています。しかし、これは、特に社会資本整備の評価によるものであり、市民が感じている住みやすさ（評価）とは、必ずしも同じとは言えません。今後は、これに加えて、鳥栖市に住む人々が住みよさを実感し、誇りを感じ、暮らしやすい地域社会づくりを目指さなければなりません。

そのためには、市民、行政、企業それぞれが自立・対等な立場で、特性を活かし、住みよいまちを、次世代に責任を持ってしっかりと引き継いでいく必要があります。

鳥栖市というエリアは市民が生活し働く場所であり、税金という公共のお金は市民にとってのまちづくり（公共の福祉）のための大切な資金です。少子高齢化が進展する中、今後、税収等の減少が予想されます。

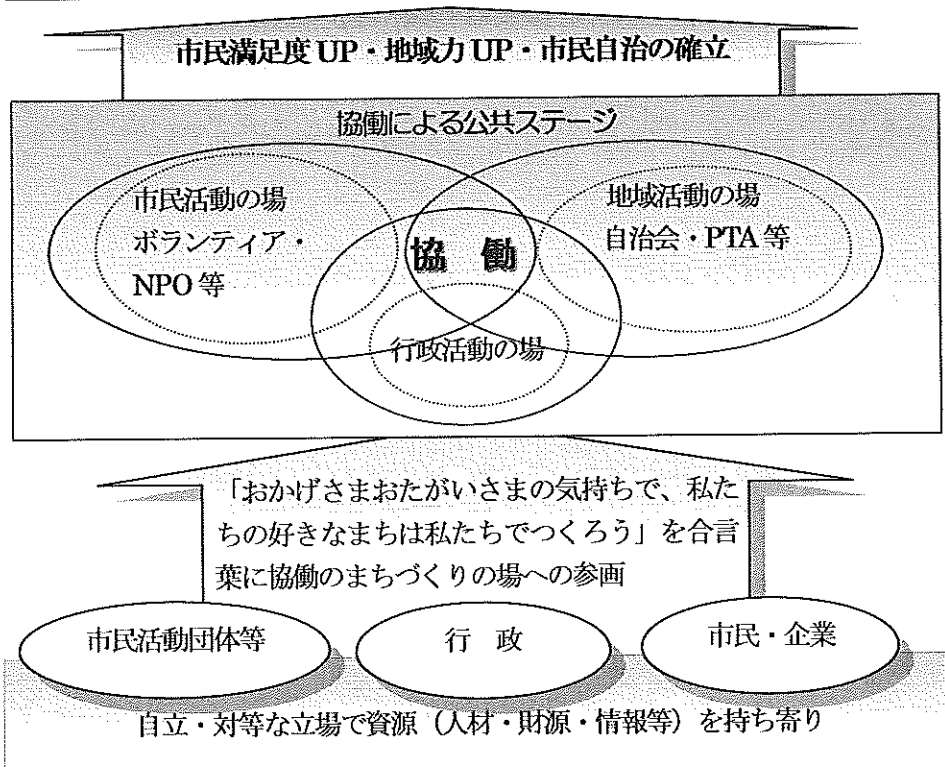
また、市民のライフスタイルの変革等に伴い、市民が求める公共サービスは増大し、複雑化し、多様化してきています。これらの要求に総て応えようと、大切な資金は底を尽き、借金だけが増えていきます。

そこで、市民として誇りを持って暮らしやすい地域社会づくりを目指すとともに、その社会を次世代に引き継いでいくためには、これまでのように行政に任せるだけでは成り立ちません。おかげさま、おたがいさまの気持ちで、「私たちの好きなまちは私たちでつくろう」を合言葉に、市民ができること、行政がやるべきことを自分自身の問題として捉え、

- 責任と役割を自覚し、
- それぞれの特性と資源を生かし、
- 対等な関係で相手の立場を理解・尊重し、
- 主体的な参加による市民活動を通じて、刺激しあう関係（パートナーシップ）を確立し、
協働することが必要です。

● 目指すべきまちづくりの姿（イメージ図）

市民として住みよさを実感し、誇りを感じ、暮らしやすい地域社会を目指し、次世代に責任をもって引き継いでいけるまち



▣ 協働するとどうなるの（市民協働の目的とその効果）

○ 協働の目的

今日まで、多岐にわたって行政が担ってきた「公共」の分野において、市民や市民活動団体等による「新たな公共」を創出し、市民が誇りを感じ、暮らしやすい地域社会を目指し、次世代に責任を持ってしっかりと引き継いでいける活力あふれ住みよいまちづくりを進めるためには、市民が鳥栖市を担う一員であるという認識をもって、市民と市がともに知恵を出し合い、社会的課題解決に向けた自主的・主体的な参画による市民相互及び市民と行政との協働によるまちづくりを進めることが必要です。

また、この協働により、「市民満足度」を高め、「地域力」を高揚させ、「市民自治の確立」を目指します。

○ 協働のメリット

社会的課題解決に向けた自主的・主体的な参画による市民相互及び市民と行政との協働によるまちづくりを進めることにより、次のようなメリットが期待できます。



▣ 市民にとっての効果：

協働により、市民ニーズにあったサービスの享受、サービスの選択肢の拡大、市民主体のまちづくりが期待できます。

▣ 市民活動団体にとっての効果：

協働により、活動基盤が安定し、団体や団体の活動に対する社会的認知度が向上するという効果が期待できます。

▣ 行政にとっての効果：

協働により、「公共サービスは行政が担う」という考え方から脱却し、これまでの事業のあり方を見直す契機となり、効率的な行政運営につながる事が期待できます。

※ 「市民満足度」とは、

民間企業という企業活動に対する顧客満足度（CS）を公益活動に置き換えた場合の公共サービスに対する市民の満足度を意味します。簡単に言えば、このまちに住み続けたいかということだと考えます。そのためには、一人ひとりが、まちづくりを自分の問題と捉え参加することが必要だと考えます。

※ 「地域力」とは、

防犯・防災・生活環境など、さまざまな地域課題に対し、その地域の市民や地域組織において課題を解決する能力であり、地域の魅力や良好な環境のために培われる地域の力と考えます。

※ 「市民自治」とは、

まちづくりを行政だけにまかせず、自分たちのことは自分たちで決め、自分たちのまちづくりは自分たち自身で決めていくことであり、市民が自ら、主体的にまちづくりを協働して進めることと考えます。

▣ 協働するためには

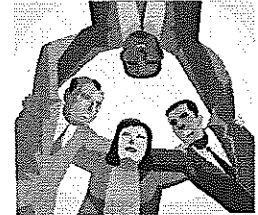
▣ 市民協働を進める上での原則

市民相互及び市民と行政との協働によるまちづくりを進めるためには、それぞれの行動様式や組織風土が異なることから、次のようなルールを遵守する必要があります。

● 協働のための原則（協働を行う上での約束）

協働の関係においては

- 対等の原則（上下関係はない）
- 相互理解・説明責任の原則（立場の違いを理解し、協力し合う関係）
- 自主性・自立性の原則（支え合う関係）
- 自然体の原則（自分自身でできることから）



協働を進めるためには

- 話し合いの原則（一方的な押し付けではなく役割分担する）
- 学びあいの原則（次の新たな使命に挑む）
- 発議自由の原則（提案は誰からでも可能）
- 情報共有の原則（情報を共有し、資源を活かす関係）

協働の成果を高めるためには

- 時限性の原則（目標達成期間の設定）
- 公開の原則（透明で、開かれた活動）
- 目的共有の原則（何のために協働するのか）

これらの原則は、市民、市民活動団体、地域、行政がそれぞれの特性や資源（人・物・金だけではなく歴史文化や地域慣習など）を活かし対等な立場に立って協力し合い、共通する地域や社会的課題の解決を目的とするものであるため、協働にかかわる人々の十分な理解が必要となります。



▣ 役割（市民協働によるまちづくりを推進するためには）

おかげさま、おたがいさまの気持ちで、「私たちの好きなまちは私たちがつくろう」を合言葉に、協働のまちづくりを進めるためには、市民参画、協働事業の推進、コミュニティ活動の推進を図って行く必要があります、そのためのそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たす必要があります。

◆市民の役割・・・

市民一人一人が、日々の生活の中で生まれる課題において、地域活動や市民活動への理解を深め、自分自身のできることからまちづくりに参画することが大切です。そのためには、自分ができることから始め、一歩踏み出す活動を行うことが必要です。

また、企業は、地域の一員及び企業市民として、社会貢献活動（企業メセナなど）やまちづくりに積極的に参画するとともに、地域・市民活動団体等に関する育成的な機能を発揮することが必要です。

◆地域（自治会など）の役割・・・

地域の防災・防犯・環境・福祉などの共通する課題の解決のためには、市民の地域活動への参加や世代間交流を促進し、市民活動団体等との連携を図り、地域住民の親睦融和を深め、地域でできることは地域で解決する仕組みを創り出すことが必要です。

◆市民活動団体等の役割・・・

市民活動団体は、自主・自立による活動のもとに、地域や他の活動団体と協働・連携することによって、自らの市民活動を活性化することが必要です。さらに、市民活動の支援を目的として組織化された中間支援組織は、市民と行政の間に立って、そのパイプ役を果たすとともに、中立的な立場から、市民活動団体等への相談・コーディネートなどの機能を発揮することが必要です。

◆行政の果たす役割（行政の変革）・・・

新たな市民自治の確立に向けて、「協働のまちづくり」を推進するためにも、研修等を通じて職員の意識と能力の向上を図るとともに、職員も一人の市民であることから、市民活動等へ積極的に参加し、情報の共有化等に努め、「行政主導」から「協働型」の総合行政運営に移行させることが必要です。



「私たちの好きなまちは私たちでつくらう」を合言葉に協働のまちづくりを進めるためには、市民参画、協働事業の推進、コミュニティ活動の推進を図って行く必要があります、そのためのそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たす必要があります。

Ⅱ 市民協働を推進する上でのマネージメントサイクル

- ⊕ 「計画」(Plan)のルール：企画・立案の段階における目的や効果を重視した上での協働の担い手や手法等の選択に関するルール（目的と効果の検討、協働形態の選択、協働相手の選択、役割と責任の確認）
- ⊕ 「実施」(Do)のルール：実際に事務事業を遂行するうえでの市民活動団体等と市の役割分担に関するルール（明確な役割分担、相互の協力体制、進捗状況等の情報交換）
- ⊕ 「評価」(Check)のルール：市民活動団体等が担った事務事業の完了後において、その成果を明らかにするなど、評価に関するルール（事務事業結果の評価、評価結果の公表）
- ⊕ 「改善」(Action)のルール：評価結果に基づく協働事業の改善に関するルール（評価結果の反映、協働事業の改善）



協働事業を推進する上で、事業目的としての成果を得るため、PDCAサイクルのルールに基づき、計画から改善までの各段階におけるルールを遵守することが重要です。

※ 「企業メセナ活動」とは、

「メセナ」[mecenat]という言葉は、芸術文化支援を意味するフランス語で、企業が行う芸術文化支援活動です。

※ 「中間支援組織」とは、

市民活動を行う組織に対し、相談、助言、仲介、人材育成など市民活動団体を多様な面から支援する組織です。

■ 新たな協働事業（市民協働を推進するための新たな協働事業）

■ 新たな協働事業の推進

市民、地域、市民活動、行政がそれぞれの特性を活かし、鳥栖市の実情と特性に応じ、今後の協働事業を推進するためには、新たな協働事業の取り組みに対し、以下のように、積極的に受け入れていくことが必要です。

○ 市民活動拠点の整備

平成18年12月、様々な活動団体が参画する「とす市民活動ネットワーク」が設立され、地縁を含め、様々な市民活動のネットワークの構築、情報発信、行政との協働の推進のため、「市民活動センター」の平成19年4月開設を目指し、市民活動の拠点整備がはじまっています。

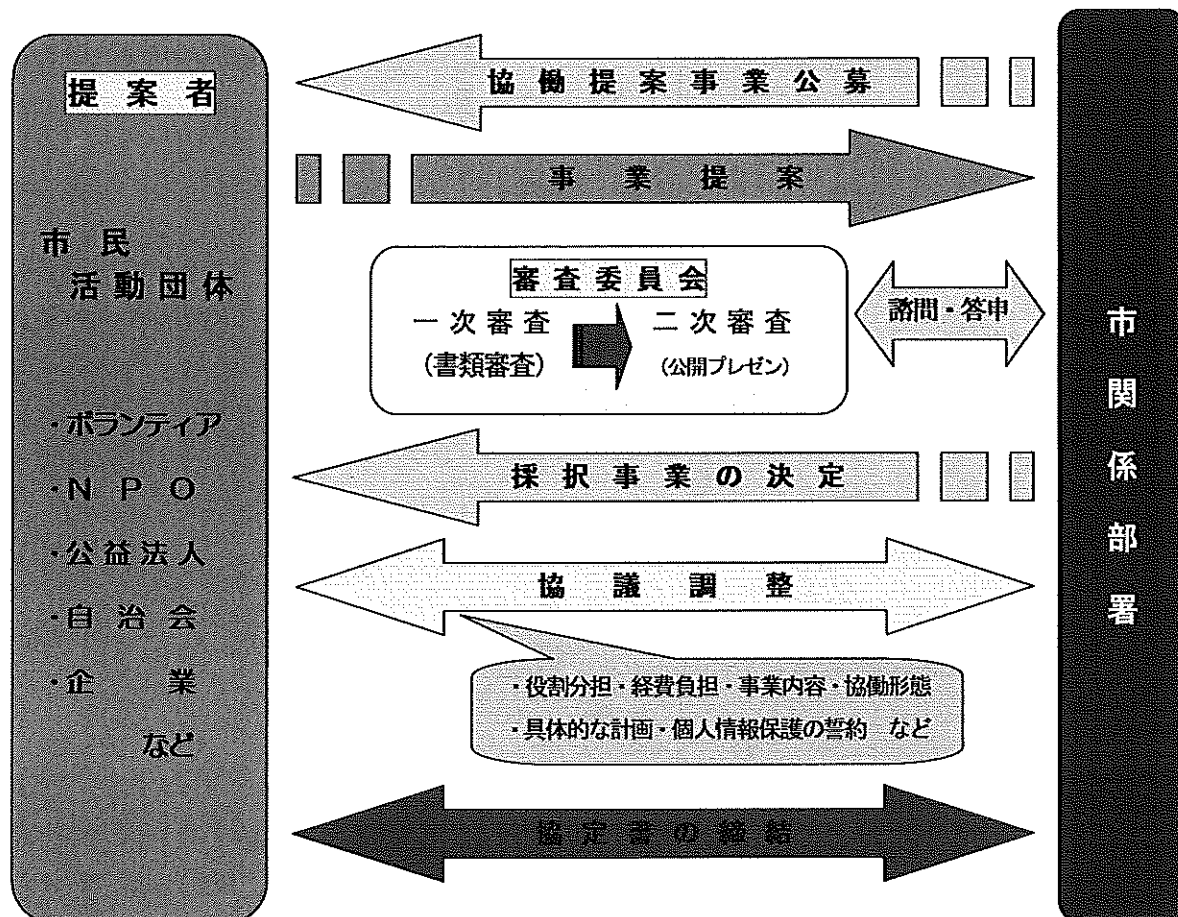
○ 市民活動団体側からの事業提案の受け入れ、事業化の検討

市民活動団体から行政に対する提案を積極的に受け入れ、市の事業としての実施を検討します。市民活動団体は高い専門性を有する場合が多く、市が実施する事業について効果的な提案を行うことが期待できます。そのため、市民活動団体からの提案を積極的に受け入れ、その提案内容の事業化を協働や市民参画で検討する仕組みを構築していくことが必要です。

○ 新しい協働形態の検討

今後、様々な分野で協働が行われることで、より高いレベルの事業成果を得ることを目指した新たな協働形態が生み出されることが考えられます。したがって、これまでの慣習にとらわれず、それぞれの事業に最もふさわしい形態を検討し導入していくことが必要です。

● 市民活動団体側からの事業提案の受け入れ、事業の具体化

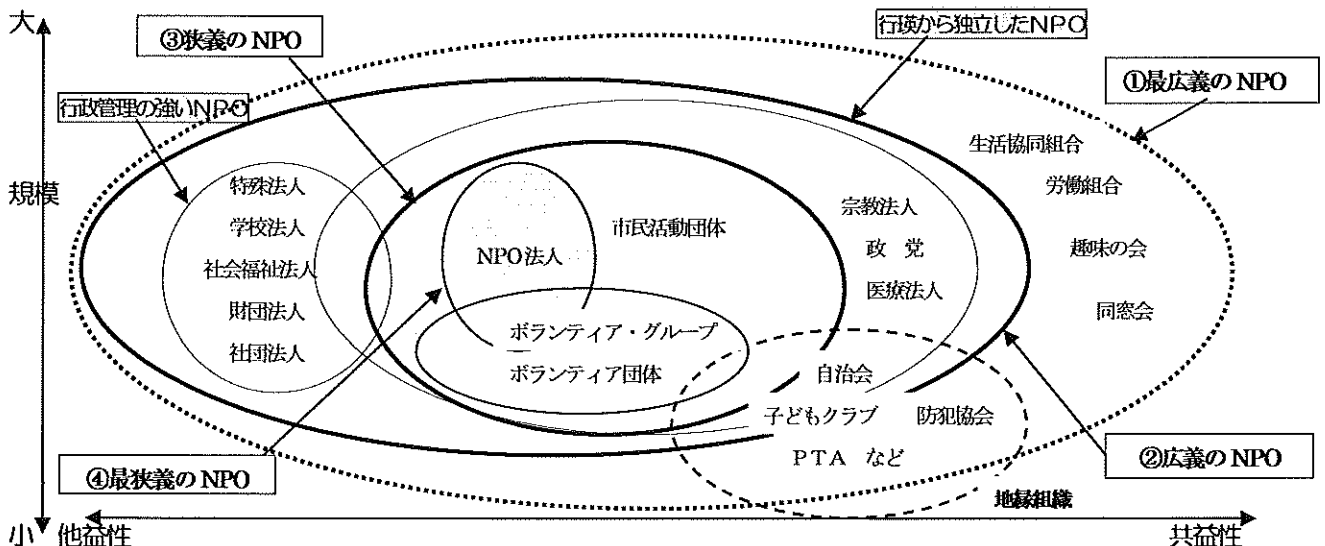


参考資料 (市民協働理解へのヒント)

◇ NPOの概念

NPOの概念は、下図のように狭義から広義までありますが、一般的にはボランティア団体や市民活動団体③をいいます。

【概念図】 (出典：「NPO基礎講座」山岡義典編著 ぎょうせい1997)



①最広義のNPO：共益団体を含んだ全ての民間非営利活動団体を指す場合

②広義のNPO：制度化された財団法人や社団法人を含んだ公益的な民間非営利活動団体を指す場合

③狭義のNPO：ボランティア団体をはじめとする一定の公益的目的を有する住民の社会貢献活動を行う市民活動団体を指す場合

④最狭義のNPO：特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(NPO法人)を指す場合

NPOとは、Non-Profit Organization の略で、日本語に訳せば、「民間非営利組織」となります。つまり、営利を目的とする企業などと異なり、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配しないことを基本に社会的使命の追求を目的とし、自発的な活動を継続して行う団体を指します。

NPOとボランティアの違いは、ボランティアが、「個人が善意で行う個々の活動」に対して、NPOは、「営利を目的とせず、社会貢献活動を行っている民間の組織」となり、継続的に活動している組織体となります。

◇ 市民協働領域の考え方

市民と行政の協働については、市民活動の領域と行政活動の領域の間に位置し、一般的には下図のように整理されていますが、現実には、主体と責任について、そのつど市民と行政が協議し、双方の合意により決めます。

【市民セクターと行政セクターの諸相の概念図】

市民活動	協働の領域			行政
	A	B	C	
市民活動団体が主体的に活動する領域	市民活動団体が主となり行政が支援する領域	市民活動団体と行政がそれぞれの主体性のもとで行う領域	行政が主で市民活動団体が手伝う形の協働領域	行政が責任を持って対処すべき領域
	補助・助成	共催	協働委託	

※市民活動団体の特性を活かし独自の活動を行うA領域と公平・平等の原則により行政が責任を持って対処すべきE領域との間に、相互の特性を活かし協働する領域があり、さまざまな協働の形態が想定されます。

◇ 市民活動の特性

行政の活動の原則が、公共財である税を主財源とし、公平・平等に公共サービスを提供することであるのに対し、市民活動は、市民の自発性・自主性と多様な価値観に基づき、それぞれのニーズに応じた臨機応変な活動や先駆的・開拓的な活動ができる特性があります。また、市民活動を大別すると、NPOやボランティア等の志縁的組織と自治会等の地縁的組織に分かれ、行政を含めその特性は下表のとおりです。

	志縁的組織	地縁的組織	行政(市)
活動領域	特定のテーマに特化した活動	居住地域に関わる共通課題全般	自治体に関わる社会問題全般
構成員	地域に関係なく有志が参加	地域内住民に限定	全市民
意思決定の傾向	責任を負う人が強い影響力をもつ	合意形成の重視	構成員(⇒議会が代行)の過半数の賛成
キーワード	自由・多彩・多元・競争	公平・調和・自治・継続	公平・平等・保障・安定

◇ 市民活動の意義

これまでの公共的なサービスは総て行政が担い、その他のサービスは企業が提供するという、社会システムには限界が見え始めています。そこで、市民・企業・行政の役割分担を見直し、新たな社会システムを構築することが求められています。このようなことから、今後、市民及び市民活動団体の活動が重要となり、以下の社会的意義を持つものと考えます。

- 新たな公共の担い手として、先駆的、迅速、柔軟な市民サービスの提供
- 市民活動が推進され、市民自らが社会的課題に取り組み解決しようとする市民自治型社会形成の原動力
- これまで地域コミュニティづくりを担ってきた自治会等の地縁的組織と、テーマ型の志縁的組織が、それぞれの特性を活かしつつ連携することによる地域コミュニティの活性化
- 市民の地域活動や社会参加を通じ、地域における自己実現や社会貢献の創出
特に、今後の団塊の世代の退職に伴う地域社会への参加が大いに期待されています。

◇ 市民協働推進事例

■ 市民の役割を果たすための推進施策事例

- 情報提供 ⇒ ・ホームページ上での「市民協働コーナー」の開設
・知りたい情報の積極的(いつでも・簡単に・わかりやすく)提供
- 市民参画 ⇒ ・地域イベント等への参画
・日常的な地域活動への参加
・市民活動参加促進のための啓発・支援
・パブリックコメント制度(市民意見公募制度)の活用
・個人の能力を発揮する場所の開拓

■ 地域(自治会など)の役割を果たすための推進施策事例

- 地域参画 ⇒ ・地域活動リーダー等の人材育成
・地域人財の発掘、登録、活躍の場の提供
・アダプトプログラム(里親制度)の拡充
・地域活動参加への啓発・支援
・青少年の地域参加の促進
・子育て(子育て)への地域参加の促進

- 地域環境 ⇒
- ・コミュニティ施設（地区公民館等）における地域活動の充実
 - ・市民活動団体と連携した市民参加型地域活動事業の支援
 - ・新たな地域自治組織の育成
 - ・地域において誰もが参加しやすいオープンなプログラムの開発
 - ・地域・世代間の連携を進めるプログラムの開発

■ 市民活動団体等の役割を果たすための推進施策事例

- 活動の自立 ⇒
- ・担い手の育成プログラム（発掘→育成→自立支援）の創設
 - ・提案型公募型協働事業制度の導入
 - ・コミュニティビジネスの啓発（講座等の開催）

- 活動の連携 ⇒
- ・市民活動拠点の整備（市民活動センター）
 - ・活動団体紹介等や参加者募集活動等の広報支援
 - ・市民活動に関する講座等の開催
 - ・地域や他の市民活動団体との交流の推進
 - ・市民活動団体の地域活動参画への支援
 - ・市民活動団体間のネットワーク化の推進

- 環境の整備 ⇒
- ・市民活動総合補償制度の導入
 - ・市民活動拠点の整備（市民活動センター）*再掲
 - ・中間支援組織の育成支援

■ 行政の果たす役割（行政の変革）のための推進施策事例

- 意識改革 ⇒
- ・協働に対する職員意識の改革のための職員研修の充実
 - ・職員の市民活動への参加促進

- 推進体制 ⇒
- ・市民協働推進課によるコーディネート機能の充実
 - ・庁内推進体制の充実

- 協働事業推進⇒
- ・事務事業の見直し（協働の可能性の精査）
 - ・協働事業の推進（協働委託事業等の事業化）
 - ・コミュニティビジネスの支援
 - ・市民活動拠点の整備（市民活動センター）*再掲
 - ・提案型公募型協働事業制度の導入 *再掲

※ パブリックコメントとは、

市が基本的な計画や条例などを策定する際に、市民にその案を決定前の段階で公表し、広く意見等を提出できる機会を設け、提出された意見等を参考に意思決定を行うとともに、市民からの意見とその意見に対する市の考え方を公表する一連の制度です。

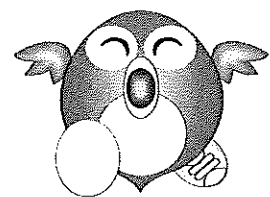
※ アダプトプログラム（里親制度）とは、

アダプト（Adopt）とは英語で「〇〇を養子にする」という意味。市民の皆様は道路等の公共施設の里親になってもらい、ボランティアで美化活動や維持管理を行う制度です。

※ コミュニティビジネスとは、

市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称です。

みんなで 一歩 踏み出そう！！



鳥栖市まちづくり検討委員会のスケジュールについて

○第1回検討委員会

平成21年8月11日（火）午後3時～ 2階第3会議室

- ・ 委嘱状の交付
- ・ 地域の現在の状況について
- ・ 地域づくりの概要について
- ・ 今後の委員会のスケジュールについて

○第2回検討委員会

平成21年9月3日（木）午後1時30分～ 2階第3会議室

- ・ 各種地縁団体の状況
- ・ 先進自治体の状況
- ・ 新しい地域自治組織の検討について
 - ・ 名称、区域、活動拠点、組織体制、活動内容・役割

●先進地視察（宗像市、コミュニティ運営協議会）

平成21年9月29日頃

○第3回検討委員会

平成21年10月6日（火）午後1時30分～ 2階第3会議室

- ・ 新しい地域自治組織の検討について
 - ・ 名称、区域、活動拠点、組織体制、活動内容・役割

○第4回検討委員会

平成21年10月下旬

- ・ 新しい地域自治組織への行政支援策の検討について
 - ・ 活動資金、職員の派遣、総合窓口の設置

○第5回検討委員会

平成21年11月中旬

- ・ 新自治組織、行政支援の検討・まとめ

○第6回検討委員会

平成21年12月上旬

- ・ 鳥栖市の「まちづくり」に係る提言（当初案）について

○第7回検討委員会

平成22年1月中旬

- ・ 鳥栖市の「まちづくり」に係る提言（最終案）について